
平成29年 第3回(定例)吉賀町議会会議録(第2日)

平成29年9月11日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成29年9月11日 午前8時58分開議

- 日程第1 一般質問
1. 桜下 善博 議員
 2. 河村由美子 議員
 3. 三浦 浩明 議員
 4. 河村 隆行 議員
 5. 大多和安一 議員
 6. 藤升 正夫 議員
 7. 中田 元 議員

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 桜下 善博 議員
 2. 河村由美子 議員
 3. 三浦 浩明 議員
 4. 河村 隆行 議員
 5. 大多和安一 議員
 6. 藤升 正夫 議員
 7. 中田 元 議員

出席議員(11名)

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 桑原 三平君 | 2番 大多和安一君 |
| 3番 三浦 浩明君 | 4番 桜下 善博君 |
| 5番 中田 元君 | 7番 河村 隆行君 |
| 8番 藤升 正夫君 | 9番 河村由美子君 |
| 10番 庭田 英明君 | 11番 潮 久信君 |
| 12番 安永 友行君 | |

欠席議員(なし)

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中谷 勝君	教育長	青木 一富君
教育次長	光長 勉君	総務課長	赤松 寿志君
企画課長	深川 仁志君	税務住民課長	齋藤 明久君
保健福祉課長	永田 英樹君	産業課長	山本 秀夫君
建設水道課長	早川 貢一君	柿木地域振興室長	大庭 克彦君
出納室長	中林知代枝君		

午前8時58分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程に入る前に報告をいたします。

初日に設置しました決算審査特別委員会の委員については、お手元に配付した名簿に記載の9名の方で構成することになりました。委員の互選によりまして決算審査特別委員会の委員長には、2番、大多和総務常任委員長、副委員長には、5番、中田経済常任委員長が選任されましたので報告をいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

日程第1. 一般質問

○議長（安永 友行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。1番目の通告者、4番、桜下議員の発言を許します。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） おはようございます。桜下でございます。よろしくお願ひいたします。今回は2点質問させていただきます。

私の任期もあと1カ月足らずで、最後の一般質問となりました。町長に行く一般質問も本当に

これが最後となりまして、いろいろ考えまして、過去4年間を振り返りまして何を質問しようかと思いましたが、いろいろ考えまして、2点質問させていただきます。

町長、3期12年大変お疲れでございました。今や島根県下トップクラスの財政の健全化を進め、また子育て支援策日本一の町として、本当に町長この3期12年間御尽力されまして、あと任期が1カ月余りになりましたが、本当にお疲れさまでした。心から敬意を表します。

一般質問が最後ということで、いろいろ考えましたが、過去4年間で数多く質問をしたことを踏まえまして、その中で一番多く質問をした鹿足河内川の防災整備について質問させていただきます。町長またかと思われるかもわかりませんが、恐らくこれが5回目の質問だと思っております。と言いますのが、この4年間で質問を繰り返しましたが、整備が進んでおりませんので、私の最後の一般質問で取り上げました。

この鹿足河内川の防災整備については、私が議員になる前から地元の皆さんも非常に要望が多かった事案であります。御存じのように、この鹿足河内川の沿線には促進住宅もあります。また養護老人ホームもあります。特別養護老人ホームもあります。また県営住宅もあります。もちろん六日市病院もあります。そして何より、町役場の本庁舎がこの川のすぐ横にあります。

この鹿足河内川が氾濫しますと、本当に甚大な影響が起きます。この地元の皆さんだけでなく、町民皆さんが同じ被害に遭うような役場本庁舎が水に浸かりますと大変な影響が出ると思います。つまり、この鹿足河内川の沿線の防災整備については、地元のみならず吉賀町全体の私は問題と思っております、この4年間一般質問を続けてまいりました。

特に何が問題かと言いますと、河床の掘削、ヨシの伐採、そして2キロ先の町が管理する一般河川ですが、そこにあります堰堤の補強、そして溝上から久保田にかかっております鹿足河内第1号橋というのがありますが、これは本当に重要な橋なんです、町道よりも低い場所にかかっております。ここに流木等がありますと、すぐ水があふれまして、溝上地区は恐らく一番先に水に浸かると思っております、主に今ありましたこの4点について防災の整備として質問させていただきました。

町長の答弁は一貫してございまして、この合流地点から2キロまでは高津川の1級河川であります。鹿足河内川ではありますが1級河川であります。そして、そこから奥が町の管理の河川であります。つまり、1級河川であるために、この整備については県が担当していると、町が独自にできないのだと。だから町から県に要望するけども、町の独自の事業としてはできないというふうに町長は答弁をされております。

また、堰堤については、まだまだ余力があるので、現在の状況では補強する段階ではないので、もう少しして、いよいよやれんようになったときには、町の予算をつけてでも補強すると、というような答弁を繰り返されております。

確かに、県の管理ということで町独自ではできないということではありますが、私も津和野の土木のほうにお伺いしましてお話をお聞きしましたが、津和野土木の回答は、この鹿足河内川は防災の危険性がないと、他の川のほうが危険性があるので鹿足河内川については、まだまだ要望していることについてはおおいおいはするけども、すぐに緊急の必要はないという津和野土木のお話でございました。私は、本当に県ができないのであれば、毎年少しずつでも町がすべきだと思っております、一般質問を繰り返しております。

ことしも本当に異常気象によりまして、災害があちこちで起きております。特にことしは6月以降ですが、雨雲が帯状に発生する今まで聞いたこともないような言葉ですが、線状降水帯というのが発生しまして、要するに台風とか前線に関係なく、あちこちで甚大な被害が発生しております。

例を出しますと、この島根県でも浜田から益田にかけての一部が6月5日以降に被害を受けております。そして、有名といいましょうか主などころでは、九州北部地区、朝倉市、日田市を中心とした九州北部地区には、実に1時間に169ミリの降雨があり、河川の氾濫、そして大量の流木による甚大な被害が発生しております。

近いところでは一昨年、津和野町でも名賀地区を中心に豪雨災害がありました。そのときには1時間に100ミリという降水を記録しておりましたが、この九州北部では1時間に169ミリという観測史上今までかつて経験のない雨が降っております。こういう雨が線状降水帯と呼ばれる雨雲が発生しまして、全国至るところに甚大な被害が発生しております。

この吉賀町においても、本当に他人事ではないと思います。1時間に100ミリ以上の降水がありますと、先ほど言いましたいろんな施設が恐らく鹿足河内川が氾濫をしまして、特に流木が発生しまして、先ほど言いました鹿足河内第1号橋にひっかかりまして、恐らく水があふれるのは時間の問題となっております。

繰り返しますが、これは本当に地元だけの問題ではありません。全町にとって同じ共有する問題と思っておりますが、町長に何回もお聞きして恐縮ではありますが、この鹿足河内川の整備につきましてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 桜下議員の鹿足河内川の防災整備についてという御質問でございますけれども、議員おっしゃいますように、平成27年に1回、26年に3回と、今回で5回目となるわけでございますけれども、やはり同じ質問でございますので、どうしても同じような答弁になるわけございまして、議員がおっしゃいますように鹿足河内川につきましては、砂防指定河川で県が管理している河川でございます。先ほど議員がおっしゃいますとおりでございます、私どもとすれば県へ要望しているところでございますし、これまでも答弁しておりますように、県と協

議しなきゃならないということでございますけれど。

先般7月18日に鹿足土木協会というのがございまして、これで鹿足郡内の土木関係の事業の要望活動してきたわけでございますけれど、津和野事業所によりますと、どうしても予算が少ないということでございますので、土木部長のほうへ、こうした河川のいわゆる河床の掘削についての予算をもう少し増額してもらえないだろうかというような要望をしてきたわけでございますけれど。

結果といたしましては、議員がおっしゃいますように、いろんな鹿足郡内の河川の中で、やはり危険度の高いところからどうしても予算を投入するということでございますので、そうしたことから、今回結果としては今年度河床掘削をやろうというような運びとなっておるところでございます。

これまでも答弁いたしましたように、農業用水の取り入れ口がありますので、河床の掘削の高さにつきましてはどうしても制限される状況にあるわけでございます。そういったことは議員も地元でございますので、これまでも御答弁申し上げてますように、いろいろ制限される部分があるのではなかろうかというふうに思っておりますので、御了解いただきたいというふうに思っております。

これまでも5年前ですか、平成23、24と実施してきておりまして、こうしてまた5年後にやっておるということでございますけれど、やはり今議員がおっしゃいましたように、災害が起きておりますけれど、これにつきましてもいつどこで起きるかわからないという状況でございますので、ここだけというわけでなしに、町内全域危険な箇所も考えられる箇所もございまして、そういったところを勘案しながら対処していく必要があるかというふうに思っておりますけれど、これからも県のほうへ要望しながら予算づけをしていただくようにしながら、定期的にこうした河床掘削といったものも、5年かかっております、5年目でございますけれども、もう少し短いスパンでできないかというようなことも対応していかなきゃなりませんし、定期的な要望活動も進めてまいりたいというふうに思っております。

また、堰堤の補強ということで、先般の御質問で空洞になっているということで、私どもも理解しておらなかったわけでございますけれど、やはり御指摘のように空洞になっているということでございますので、今回河床掘削にあわせまして調査して、その必要があれば、適宜対処していかうというように考えておりますけれども、これにつきましても、やはり県との協議がございまして、県のほうに対しましても、そうした要望を重ねてまいりたいというふうに思っております。

次に、鹿足河内1号橋のかけかえについての御質問でございますけれど、以前もお答えしておりますけれど、こうした改良を含めたかけかえの計画はございませんので、昨年平成28年度に

実施いたしました橋梁点検の判定の結果はIということで、非常に健全な橋であるということでございます。

橋の補強といったことにつきましては出ておりませんが、町道の高さより低いところに橋がかかっているということでございますけれども、どうしても道路よりは川が低いところがございますので、低くかけておられるということでございますけれども、これにつきましては、やはり調査して、橋の高さにつきましては、30年に一度の豪雨時に通水能力が確保できるといったようなもので設定されておるということで、護岸よりまた著しく高い橋をつくるといったようなことにつきましては、やはり起債なり補助金なりいただく関係上、経済性といったものも勘案していかなければならないので、道路にあわせるのが一番よろしいのかとは思いますが。

そういった制約もある中での架橋でございましたので、現1号橋について、いわゆる点検したときもそれほど危険性がないということでございますし、そういった今これをかけかえなければならぬという理由にはならないというように考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 今まで質問を繰り返してまいりましたが、きょうが一番最も進んだ、期待できるような答弁をしていただいたと私自身は思っております。

この鹿足河内川の氾濫につきましては、前も述べさせていただきましたが、昔の室町時代に氾濫をしまして、この一体が本当に荒野になりまして、野の中に地区があるというような名前がつきまして、今の「野中」という地名がついたと吉賀記に載っております。

つまり、歴史は繰り返すと言いますが、東北大震災でも100年に一度は大震災が起きて津波の大きい被害が起きるのではないかとされておりませんが、100年以上たっておりますが、いつまた災害が起きるかわかりません。

グロという石をそのときに、室町時代に氾濫したときに石が出ましたが、その石を小山にしましてグロというふうに残しておりますが、それが溝上から野中地区、六日市地区にかけまして残っております。

歴史は繰り返すと言いますが、本当にそういうことにならないように町長の答弁に期待をしますが、本当に早く防災整備をよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

これも、私の最後の質問になりますが、これこそ後世に吉賀町として残さなければならない非常に大事な貴重な財産といいたいまいしょうか、そのことにつきまして、コウヤマキの自生林の整備について質問させていただきます。

毎年、8月の終わりにコウヤマキの自生林の観察会というのがありますが、私も今まで参加させていただいておりますが、100人をちょっと割るぐらいの方が参加をされておりますが、大

大変残念なことにほとんどの方、3分の2以上が町外、県外の方で、町内の方がほとんど見られません、大変残念なことであります。これだけの貴重な資源があるのに、町民の皆様の関心が薄いということが本当残念でたまりませんが、改めましてこのコウヤマキの自生林につきまして質問をさせていただきます。

少しコウヤマキ、説明をさせていただきますが、この自生林と言いますのは、県内はもちろんですが、山陰地方におきましても唯一これだけの大規模な自生林がありますのは、有飯から九郎原へかけて山陰地方でもここだけあります。もっと大きく言いますと、このコウヤマキは、分布は日本と韓国のチェジュ島だけしか分布をしておりません。

吉賀町のこの有飯地区のコウヤマキの特徴は、非常に低い山に自生をしていて、本当に町民にとって身近なところにあります。そして、町の木でもありますし、またこのコウヤマキは、皆さん御存じと思いますが、皇族の秋篠宮家の長男の悠仁様のお印であります。これは御誕生のときにテレビにも出まして、町長がNHKのインタビューにも答えておりましたが、非常に当町にとりましても皇族のお印になるというありがたい光栄なことだと思っております。非常にコウヤマキというのが注目されております。

このお印というのが、ちょっと調べましたら、皇族の方が身の回りの食器や調度品などを区別するための目印にするのがコウヤマキだと載っております。本当に小さい低い山に町民にとって最も身近なところにある、このコウヤマキを本当に私は後世に残さなければならないと思っております。

この整備につきまして質問させていただきましたのは、観察会に行きまして一番に思ったことは、観察道路が非常にアップダウンが激しく、特に下り坂などは非常に滑りやすいということで、何人も尻餅をつくような観察道路であります。

そして、専門の方が説明をされますが、この自生林に群生しておりますいろんな植物についての説明板が本当に不足しております。また、あった分についても老朽化しております、見にくくなっております。専門の方が一生懸命説明されますが、肝心な説明板がほとんどありません。せっかく町外、県外からたくさん来ていただきますが、なかなか説明を聞くだけで実際に身につかないというふうに感想を述べられておりました。

この自生林は、調べましたら18人の町民の皆様が所有しているいわゆる民間の山であります。私は理想としましては、この有飯から九郎原へかけての自生林を町が購入し、町有林として、そして管理保全をし、後世に残すというのが理想と思いますが、所有者が18人おられるということで、それはなかなか難しいと思うんですが、理想はそのぐらいにして管理保全をすべきだと私は思っております。

先ほどもありましたように、後世に残す大事な数少ない吉賀町の資源としまして、町がもう少

し本腰を入れて整備をするべきだと思います。本当に残念なんでありますが、観察会にしましても、行政の方も何人かは来られておりましたが、ぜひ教育委員会を初め行政の方も貴重なコウヤマキの自生林の観察会には来ていただきまして、もっともっと後世に残すためにも関心を持っていただきたいと私は思います。これは希望であります。

このコウヤマキというのは腐りにくいことから、橋桁、また家などの土台などに多く利用されております。そして火にも強いということで、木材の色がいつまでも変わらないことなども特徴の一つと上げられております。腐りにくいということで、古代にはよく亡くなった方を埋葬される棺おけ材としても用いられるとして有名になっております。また、丸木舟とかそういう材料としても多く使われております。非常に古くからある貴重な資源であります。

コウヤマキにつきましては、少し説明をさせていただきましたが、要望としましては実は平成32年に大田市で全国植樹祭が開催されます。それはもう既に新聞にも発表にもなりました、決まっております。

私は全国植樹祭で、ぜひこの町の木でもありますコウヤマキを全国の皆様に植樹をしていただくということが、町のPRにもつながるし、またこの貴重な資源を残す、島根県の皆さんにもわかってもらうということで、本当にいいPRといいましょうか、そういうチャンスが3年後に迫っております。皇族のお印の木でもありますし、全国植樹祭に3年後のコウヤマキを植樹をしてもらうようにぜひ県のほうに要望していただきたいと思います。

指定管理者が管理保全をされておりますが、余りにも広範囲で先ほど言いましたように地権者が18人もおられるというような状況で、なかなか管理保全に苦慮されております。ここは町が本当に本腰を入れて、管理保全に力を入れるべきだと思いますが、先ほどの全国植樹祭に向けてこのコウヤマキを使ってもらうような要望等しましたが、それも含めて町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、桜下議員の2問目の質問でございます。コウヤマキ自生林の整備についてということでございます。

このコウヤマキにつきましては、言い伝えでは、弘法大師が唐の国からお帰りになったときに、新たに修業の場を探したときに、ここで発種したというような言い伝えもございますけれど、コウヤマキの自生林として島根県のほうが自然環境保全地域ということを指定しております。

議員おっしゃいましたように、秋篠宮悠仁親王殿下のお印でございます。これにつきましては、皇族には名字がないというところから、わかるようにいろんなお印というのがございまして、コウヤマキとなったときに吉賀町といたしましても、コウヤマキ町内産を献上できないかということで対応したんですけれど、既に高野山のほうから購入しておるといようなこともございまして、

コウヤマキで何かつくっているようなおもちゃであれば受け付けるがというお話もございましたが、そういったものが産業につながっておりませんので、そのときは残念だったことでございます。

これにつきましては、議員おっしゃいますように、山陰地方唯一の自生地として、昭和52年に島根県自然環境保全条例に基づきまして島根県自然環境保全地域、赤名湿地帯とともに指定されたところでございます。

島根県は、森林の所有者で構成されておりますコウヤマキ保護育成会に保全地域の巡視等委託しておりまして、自然保護指導員も設置して、保護等の必要のある場合には島根県のほうへ報告し、島根県が対策を講じるということを基本としております。

そして、これにつきましても指定管理は町はしておりません。先ほど申し上げましたように、所有者に対して県が幾ばくかの助成をしながら対処していただいておりますというのが現実でございます。

この自生林を町有林にしたらというお話がございますけれども、先ほど議員がおっしゃいましたように、個人資産でございますし、やはり個人資産をそれじゃ町有地に、町に買い上げてということもなかなか現実難しい部分があるんじゃないかなろうかというふうに思っておりますし、その観察道等の状況等について、いろいろおっしゃいましたし、またいろんな銘板といいますか、そういったのが観察会をしてもそうしたものが整備をされていないということでございますけれど。

これにつきましては、以前、合併前の六日市町時代に、観察道といったものを設置した経緯がございますし、これにつきましては補助事業の中でやっておりますので、今後それが補助採択されたものが2度とまたできるかどうかというのは、なかなか厳しいところではございますけれど。そういったような予算的に幾らか裏づけができるものがあれば、また整備といったものは必要じゃないかなろうかと思っておりますけれど、現有施設を活用していただければいいんではなかろうかなというふうに思っております。

それと、平成32年に大田市で行われます三瓶の北の原で開催されます、平成32年8月9日に正式決定されておるようでございますけれど、全国植樹祭ですけれど、県でも実行委員会を設立して準備を進めているということでございます。

その植樹する樹種選定につきましては、今後基本計画策定の中で決定されるというものであるようでございます。実行委員会の専門委員会への付託事項となっておりますということでございます。

これにつきましては、その地域に特色のある木を植えてというようなこともあるようでございますけれど、やはり専門委員会のほうでは気候風土や立地条件に適した樹種が選定基準になるというふうに聞いております。この植樹地にコウヤマキが活着する適地かどうかということは、大

きな判断基準になるのではなかろうかというように考えておりますけれど。

コウヤマキのことを調べてみますと、やはり昔からありましてこれはスサノオノミコトが棺おけに使えと言ったというようなことが出ておりますし、神霊が宿ると言われるような木だそうでございます。北半球に自生していたものですが、環境の変化により日本にしか自生していないそうであります。生育がおそく育ちにくい樹種でありまして、九州大学の農学部の宮崎演習林にこのコウヤマキを植樹しておるようでございますけれど、枯死率が3年で26%、8年たつと48%、約半分が枯れてしまうというような状況でございます。

そうしたときに、天皇皇后両陛下のお手植えの木に選んでいただく場合、やはり枯れるというようなことがあつてはなりませんので、私どもとすれば、この木をお願いしますというような、なかなかリスクをとるといって厳しいんじゃないかなろうかと思ひますし、植樹をされる方がいらっしゃいますけど、やはり一つ樹種に100本の苗が必要だということで、果たしてこの有飯地区で100本の苗を今から32年までに用意できるかということもございまして、先ほど言いましたように、その土地にうまいぐあいにできるか。

この吉賀町でもやはり、山から持ってくるときには、ほんの小さいのを持ってきながら育てていかないと大きにならないということで、なかなかスカイツリーのもとに植樹させていただきましたけど、ああいう大きな木がなかなか町内にもないという状況でございますので、議員のおっしゃる熱意はわかりますけれど、私どもとすれば先ほど申し上げましたように枯れてしまったら後、大変な問題にもなりますので、そういうリスクは私どもとすれば負いたくないというのが現在の心境でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 全国植樹祭でぜひ使ってもらいたいというのが、育成に大変だという今町長の答弁がありました。地元の皆様からの要望もありまして、実は観察会でも文章を配布されまして、ぜひこのコウヤマキを全国植樹祭にということで説明の文書も配られておられました。これは地元の皆様の厚い要望でもありましたので、私が紹介させていただきました。

育てにくいというのは先ほど町長が言われましたが、よく私も存じておりますが、ある1の方が種からまいて、本当に年に何本しかできないということですが、それをいろいろ大きく育て販売などしておられますが、大変個人でやるには非常に大変だということをおっしゃいましたが、地元の熱い要望ということで紹介をさせていただきました。

ちょっと先ほど町長が言われましたけど、自生林は昭和52年11月1日に48.17ヘクタールが島根県の自然環境保全地域に指定をされて現在に至っております。かなり古い歴史があります。

先日の観察会でも専門の方が言われておりましたが、実は山頂付近でなくて下のほうに竹、孟

宗竹がかなり繁殖をしております、それが日光を遮っている状態になっております。コウヤマキという木は非常に根を張らない木で、災害に弱く、倒木が著しいということで、ますます孟宗竹で日光を遮っているような状態で、育成にこれは大変だということを専門家の皆さんも言っておられました。ぜひこの孟宗竹の伐採につきましても検討をしていただきたいと思います。下のほうはなかなかコウヤマキが育てにくい状況になっております。10年前から竹が発生をしているようであります。

町長、なかなか厳しいということをおっしゃいましたが、私はこの吉賀町の財産として、観光資源としまして後世に残す非常に大切な資源だと思っておりますので、このコウヤマキの自生林の管理保全につきましても、行政の強い思いを入れていただきまして、管理保全に尽くしていただきたいと思っております。町長ありますか、いいですか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議員おっしゃいますように、確かに孟宗竹が、これはここだけでなしに町内全域山林に生えておまして、大変林業政策上も困っておるということでございますけれど、ここにつきましては普通地域と特別地域というのがございまして、普通地域に生えておるということで、特別地域に県の調査でございまして、侵入のおそれは少ないと考えられるということでございます。

そうした中で、山に竹が生えるというのは健康状態としてはよろしくない、先ほど申し上げたようなことでございます。やはりそういった整備というのは、ここだけでなしに全町で考える必要があるんじゃないかなというように思っておりますし、特別地域で生えるということであれば、今県のほうへ報告しながら県が対処するというところでございますので、一義的には向こうに管理権があるわけでございますので、私どもとすればそういった報告をしながら、県のほうへの対処を求めていく所存でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 質問を終わりますが、ことしの観察会にも企画課長は来ていただきましたが、ぜひ来年の観察会には教育長もぜひ参加をしていただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 1番目の通告者、4番、桜下議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） 引き続き、2番目の通告者、9番、河村由美子議員の発言を許します。

9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） おはようございます。私は1点のみ通告をしておきましたので、よろしく申し上げます。

地域の活力のまちづくりの基本となるものについてということでお尋ねなんですけども、全国的に人口減少に苦慮し、いろんな特色のあるまちづくりということに研さんしているところではございますが、本町も第1次まちづくりとか第2次まちづくり計画においても、将来像の基本となるものということで、自然と人と産業ということになっております。これはまことに人が生きていく上で基本となるものであろうというふうに私も思いますけども。

やはり自然を生かしてそこで人の営みができて生活ができるということが基本なんですけども、当町には大変94%もの山林もございますが、そういう自然を生かして、豊かで未来永劫へと継承できる事業というものはどういったものがあつたのかなとって振り返ってみるんですけども、なかなかそのことは政策にもついでいられない現実には、いろんな批評があるということもあります。

そうした中で、そういったことでとりあえず急いでやるべき事業というものは、どうしたものがあるんかないうことをお尋ねしたいと思います。

次世代を担う人づくりということで、そういったところに人づくりというような一言で言いますと大変難しい問題だというふうに思いますけども、そういったところを職員に限らず町民も含めて、この町を次世代を担う人づくりについては、どういったことができたのかな、あるのかなということをお聞きをします。

そうしたところで、産業振興につきましては、即効性があつて、将来的に自立・発展できるまちづくりにつながるものは何なのかなということなんですけども。

以上、この3点につきまして、経験豊かな町長に現職の立場でお聞きをしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 河村議員の地域の活力はという御質問でございます。質問1点ということでございますけれど、いつも議員の御質問は奥深い、また幅広いものが奥に控えておりますので、なかなか御質問の趣旨に沿った御答弁ができるかどうかというのは自信がございませんけれど、お答えさせていただきたいというふうに思っております。

吉賀町まちづくり計画で、町の将来像につきましては、自然の恵みに生まれ人とともに生きる自立発展のまちでございます。その基盤となるのが自然と人と産業ということといたしております。

1点目の自然を生かして豊かで未来永劫へ継続する施策は、とりあえずできる事業は何かという御質問でございますけれど、先ほど議員がおっしゃいました92.数%の占める森林とやはり清流高津川を守り活用することではなかろうかというふうに思っております。

そうしたことで関連できるものとしたしましては、農地、また森林、水、景観、気候、風土、こうしたものを活用した事業であらうかというふうに思っております。

2点目の質問で、次世代を担う人づくりは具体的にどうするのが一番かということでございますけれども、農業、商工業における後継者育成、地域活動の担い手、またスポーツ文化振興を含めますけれども、そういったさまざまな分野での担い手が想定されておるところでございます。

ここではまちづくりの観点からお答えをいたしたいと思っておりますけれども、まちづくり基本条例におきましては、町民と町とがそれぞれ果たすべき責務を分担し、相互に協力してまちづくりを進めることとしております。

また、第2次まちづくり計画におきましては、5つの基本目標を定めておりますが、その1つを、協働と交流でいきいきと暮らせるまちづくりといたしております。その具体的な施策といたしまして、住民自治を基盤としたまちづくりの一環としてコミュニティ機能の充実、自治組織の充実及び推進、そういったもの、また、住民とともに築く参画と協働のまちづくりの一環といたしまして、住民の積極的な参画、地域団体の育成支援に取り組んでおるところでございます。

こうしたことで吉賀町といたしましても、自治振興交付金といったものを創設してそういった地域の支援に取り組んでおるところでございますし、こうしたことの中心となるのは人づくりというのは教育でなかろうかというように思っております。

3点目の産業振興の即効性があり、未来永劫に続くと考えるかという御質問でございますけれども、少子化や若年層の都市部への流出などによる急激な人口減少、地域経済の縮小や各産業の担い手不足など地域産業の事業環境を悪化させておるところでございます。

やはり人口の減少というのは経済を衰退させるということでございます。結果といたしまして、雇用の場の減少などさらなる人口減少を招いておりますので、このような厳しい状況の中で、持続的に地域経済を維持していくためには、豊かな自然環境や地域資源を活用した多種多様な事業の創出を着実に推進して地域経済環境による所得と雇用の創出を図り、担い手の確保につながる必要があると、つなげる必要があると考えておるところでございます。やはり産業振興は不易な施策であるということでございます。

企業10年と言われておりますけれども、以前他の議員の方からダーウィンの進化論というのを言われましたけど、これも同じように最も強いものが生き残ったというわけじゃなしに、最も変化に対応できたものが生き残ったと言われておりますけど、これも企業に言えるのではなかろうかというように思っております。

これまでも答弁いたしておりますけれども、創業は大切にしなければなりませんけれども、新しい分野に事業展開ができる体質、体制を持ち、地道な継続をしていくことが大切であろうというように思っております。

そういった意味で6年目になりますけれども、立志塾といったものをつくりまして、若い方が新たな起業に取り組んでいただけるような勉強の場を持ってきておるところでございます。

やはり出生率を大幅に引き上げることはなかなか現実的には難しいので、そうした中でやっぱりIターン、またUターン、そういったものを進めるといったことが大事ではなかろうかというように考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 自然につきましては町長先ほど言われたように、山であり、川であり、そういった清流高津川の農業振興等につなげていくとか、あるいは水質の保全を図って日本一になるように頑張るとか、そういったものを産業振興につなげるという水を生かした産業ということもできるというふうな地の利だろうというふうに思いますが。

なかなか町長は、前期の立候補のときでしたかね、バイオコークスというのを公約に掲げておられましたけども。こういったことは一つの町の産業振興を興して、発展するまちづくりになるのかなというふうに期待はしておったところですけども、なかなか現実には厳しいというようなこともあって、山や木はたくさんありますけども、そういったものが生かされないということは、その以前の問題がもちろん地籍の調査とか入れ物の整備とかいうものが全くというほどできておりませんので、厳しい課題であったかなというふうに私は感じております。

そういったことで、なかなか自然を生かしたまちづくりというのは、名聞はいいんですけども、それをこの町に歴史や文化や教養を残して、そのことで生きる糧になるというものはなかなか厳しいんじゃないかなというふうに思いますが。ただ厳しいからと言って手をこまねいていたんでは発展につながりませんので、今後とも町長は一町民となられますけれども、そういったところに英知を貸していただけるように頑張ってやってまいりたいと私ともども思っております。

それでは、2点目じゃないんですけど、人材育成につきましては、この前の9月3日にも島根の先駆的事例を全国へ発信したというようなことが、自治体の首長が発信したということで新聞記事に出ておりましたけども。

なかなか人材育成というのは職員もしかりなんですけども、人づくりについてはやはりみずからを、先ほど町長も言われておられましたが、みずから起業をして、本当に課題に果敢に取り組もうとする人、立志塾もそうなんですけども、そういう人材を強力にというような言い方おかしいんですけども、見極めてそういうものを育てるということを、地道な努力も必要なわけなんですけども、そういったことが求められるというふうに思います。人材を育てるというのは、会社も家もそうなんですけど、なかなか言うのはみやすいことなんですけど、実行はなかなか厳しいということがあります。

女性の、特に私は女性で、私おかげさまをもちまして6期、合併がありましてから23年連続してこういうふうな立場に立ちまして、いろんなものを申してきましたけども。やはり政策立案の場所には女性の声をということで、本町は217、自治法に基づいたもの、条例に基づいたもの

のという中で、審議会あるいは会がありますけども、そういったところで女性の割合率が33%含まれておりますから、安倍首相が言われるように全国でも管理職は30%というようなことを言われてますが、そういった割合で見ますと、本町はその領域には達しておるといふうには思いますが、思いますが。

隣の津和野町で女性会議ということ、28年の11月ごろ立ち上げて、女性でなくては気がつかないとか、そういった結婚とか子育てとかそのほか全般ではありますけども、やはり男性の目から見た視点と女性から見た視点というものは全然、家庭の中でもそうなんですけど、職場もそうですけども、そういったものが変わってきますので、ぜひそういうことをつくってもらいたかったなという思いもあります。

なかなか人材育成というのは、口で言うようになかなか育てませんが、企業みたいに成果方式であれば、何か成果があった、成績が上がったということで評価がみやすいんですけども、役場に職員でも初めはもう1年生になった時にはちゃんとネクタイ締めてやってきて、やる気だなというふうに思っておりますが、なかなか朱に交われれば赤く染まると言いますが、じわっと一般的になってくるような感じもしますが。

そういった意味でも、やはり年功序列方式というのは問題があるのかなというようにも考えてみますけど、その辺のところも、もう引退する町長に聞くのもあれなんですけども、どうだったのかなというふうな気がいたします。

それと、産業振興について申し上げれば、入札とか物品購入特化して私が言うわけなんですけども、今回も公共工事の入札が低入札というのが過去にもありましたけども、審査基準を下回っているからそういうことになるんであろうと思いますけども。ということになりますと、全国的には今低入札制度というのが多くなってきて、経費の節減というふうなことを考えておるといふようなことも聞いておりますけども（発言する者あり）町長、こっち向いて聞いてくださいよ。

それで、私はそういうことは、いわゆる物品にしても何でもそうなんですけども競り下げ方式というふうな感じを受けるわけなんですよ。ということは、最初の見積もりを積算見積もりしたのが何だったのかなということ。だから最低制限設けているしでやるわけなんですけども、仕事量が減ってきたりすると、どうしてもそういうことが起き得る現象があるんだろうというふうには思いますが、それだったら、私は失格制度というのも線を引くべきだというふうには思います。

なぜそういうことを言うかといいますと、産業振興ができないと、やはり外貨を稼ぐには大きく言えば公共事業だと思んですが、そういったことで、そういうことをずっとやっていると、今後の積算見積もりもこんな値段でできるんだったら、こんなに高くすることはないじゃないかというふうな問題も起きるでしょうし、補助金がついている場合はそういうことにならないであろうというふうには思いますが。

そういったことが行く行くは競争の中とは言え地域経済、そういう食料であったり医療であったりとか、いろんなそれに附帯するいろんな産業があると思うんですが、商店にしても。そういうことまでずっと悪影響が出てきて、ますます経済が疲弊していくと、そこで雇用も発生しないし、しかも土建屋さんなんか、ここは先ほども出ておりましたが災害ないからこそなんですよ。災害があったときに公共事業の方が、重機もない、ダンプもないというようなことになった場合に、もういざ鎌倉というときに、住民の方が何ぼ自治会で自治委員で組織ができておっても、逃げたりすることはできるかもしれませんが、後の対応とかその場の対応というのは全く不可能でありますので。

そういったところで、本当に町長の在籍中にこういうこと取り上げてほしいなという思いが、私は一生懸命あったんですけども、なかなか現実そういう現象が起きておるということは残念に私は思います。

それと、物品購入につきましては、私も商売人ですから物品を購入、納入させていただくこともありますけども、町長の答弁の中では、前から大手に負けない努力をせえというような答弁が何度か私もいただきました。この辺の零細中小企業の資本金1,000万円に満たないような会社であって、ちっちゃな商店街が大手に負けない努力は全くできない、ロットが違う、流通が違いますから。その辺のところ、町長おやめになっても、ぜひともこういった意見を私も今回で終わりになるやもしれませんので、そういったことをぜひ手紙、文章に残していただきたいというふうに思います。

やはり地域の産業、工業は、縮小されていることは何回も何回も言いますが、高齢化の比率の非常に高い当町にとりましては住民が住みにくく、現場の今現在生きているものが住みにくい、商売もやっておられん、そんなところへIターンだの、Uターンだのするわけがないですよ。

そういったところを重々踏まえて、それはしっかりと引き継ぎをしていただきたいということをお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 冒頭申し上げましたように、幅広い範囲で御質問でございますので十分理解できていない部分もあるんですけど、企業を誘致するといってもなかなか来ていただけない部分もありますし、ITの方々に来ていただいておりますけれど、仕事そのものが町内の仕事になってくるということでございますし、また従業員雇おうとしてもそれだけの技術を持っている方がいらっしゃらないということで、おいでいただいた企業の方が子ども対象でパソコン使った技術、そういったものを指導するというようなこともさせていただくようになっておりますので、私はそういったことが無駄にはなっていないなというふうに思っておりますけれど。

やはりまちづくりをするためには、小さな町ではいろんなこともあるけれど、一人の天才がい

らっしゃると、その町は大きく変わるというようなことを言っておられます。いつも言うんですけど、シャープの副社長までやられた浜田出身の佐々木正さんが、吉賀町も世界で一つ一番のものをつくってくれと、そうするとということでございましたので、私は行政とすれば、小さな面積の中に彫刻の道といったものを着手したわけでございますけれど。これがまたどのように今後展開するかわかりませんが、そうしたこととやはり世界に一つしかないような事業、そういったものができれば注目を浴び、またそれに人が集まってくれるんじゃないかなと。

鳥取県とか岡山県で最近出ておりますけど、カバンをつくって世界的なデザインで注目されておるといようなことがございますので、一人の天才というのは大事なことであるかなというふうに思っておりますけど、一人でなしに皆さんが活躍できる場が一番いいわけでございますので、人材育成といったことはやっていく必要があるというふうに思っております。

議員おっしゃいますように、女性の感性、こういったものは必要であるというふうに思っておりますので、目的を定めて会議といったようなこと等を考えておりましたけれど、目的を定めなくて意見を聞くだけでも、そういった場所を意見をお聞かせいただく場所といいますか、そういったことをつくるということは必要であったなというふうに今思っておりますのでございます。

また、職員の話いろいろ出ましたけれど、やはりいろいろされる職員もいらっしゃいますけれど、昨日柿木地区の敬老会行ったんですけど、あそこに青年部と言っても結構年の人もいらっしゃいますけど青年部というのがありまして、いろんな催しをされておりましたけど、役場の職員もいらっしゃって、総務省のいらっしゃいました椎川さんという方が「地域に飛び出す公務員」といったことを進めておられますけれど、頑張ってくれておる職員もいるなというふうに思ったところでございます。

また、入札制度のことでございますけど、今ちょうど低入札で今審査をやっておるところでございますけれど、議員おっしゃいますように、低入札制度と最低制限——最低制限価格の場合は下がった場合は失格ですけど、低入札の場合は調査して、それが落札という形になることもありますので、それを比べた場合、最低制限価格の場合ははっきり折れたものはだめということなんで、そこのところはどうなのかなという気は入札執行しながら思っておりますのでございますけれど。

やはり業者の皆様は、パソコンソフトでいわゆる価格を計算しておいでになりますので、比較的うちが、私どものほうは入札価格については設計価格の中でほとんど歩切りをしていかなんというところでございますので、端数処理というような形で切っておるけれど、ほとんど全く同じような金額を提示される方がいらっしゃいまして、びっくりするようなこともあるので、その点は議員がおっしゃいますようなことはないんじゃないかなというふうに思っておりますし。

また、物品の購入でございますけれど、私は大手にとった覚えはなしに、町外から来る益田

市を例に挙げては申しわけないんですけど、益田市は益田市内に営業所というか本店を持つておるところというような制限があるようでございますけれど、吉賀町の場合はそういった制限した場合は、納品できないような種類もございまして、そうした中で町内で対処できるものは町内を限定して指定しておるわけでございますし、入札につきましても一般競争入札と言いながらも吉賀町というようないわゆる地域を指定しながらやっておりますので。

議員がおっしゃいますように全く何もしていないというんじゃないし、私どもとすれば、私どもも町民でございまして、職員も町民ですので、町の経済を潤すようなことは当然考えてやっておるわけでございますので、その点は御理解いただきたいというように思っています。

何か抜けたんがありましたか。よけいあるんで。

○議員（9番 河村由美子君） 言います、はい。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） よけいあるというほどではないんですけども、私は低入につきましては、そういった町長のことはないということですが、要するにそういうことにつきましては、失格制度というものを設けるべきだということを申したいと思います。

それと、将来を見据えた自治体の経営といたしましうか、そういったことも含めて、やはり町長は在籍中に本当私は、町長が自慢のように会合でも言っておられました、あの当時は貯金が10億円で借金が13億円でしたかね（発言する者あり）100億円からあるということで、その在籍中に当然国からの指導もあるわけですけども、財政健全化に努められたということは大変評価したいというふうに思います。

しかしながら、活力を促す施策については、少しだけいいましようかスケールが小さかったんじゃないかなというふうな思いもいたします。U・Iターンの促進についてもそうなんですけども、やはりバランスのよい人口構成、年齢構成といたしましうか、そういうことができるようにももっとも取捨選択をして、先行投資、人材育成もしかりなんですけども、いろんなことに対して、もっと大きくスケールの大きい、将来を本当にこの町はこの線で行くんだということについて、本当最大限なスケールの大きい先行投資をしていただきたかったなという思いがいっぱいなんですけども。

そうした中で、いろいろ言っても今さらということもあるんですけども、やはりこの自治体経営というところに、これからの課題を克服するには、今後も職員も能力開発とか次世代を担う人材の育成等に積極的に取り組んで、政策立案、そういう遂行する能力を高めながら、組織マネジメントの改善と向上を推進していかなくてはなりませんというくくりがあるわけですが、まあそういったことなんです。職員ばかりが悪いとかでなしに、住民ともども先ほど町長が言われたように、住民ばかりが頑張っても大変な成果が出ないということも起き得るわけですから、

あくまで協働ということが非常に大切なんだなということを私自身も身をもって思うわけなんですけども。

いずれにいたしましても、町長が3期12年間努力の成果のたまもので、県下でも全国でも財政指数が非常によいということに関しましては、評価に本当に値するし、努力の成果のたまものというふうに思いますし、長い間お疲れさまでしたということと、私の答弁にいろいろ答弁していただきましたことをまことに心よりお礼を申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思いますが、町長最後に一言。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） いろいろ12年間、議員とはここでいろんな御答弁させていただきましたし、いろんな思いがあるわけがございますけれど、やはり先行投資をなさйтеということがございますけれど、町の財政もまた国も、家庭も基本は一つだと思います。

やはり健全でないと、例えば優秀な子どもが学校へ行きたいと言っても、金がないからおまえ辛抱しろというようなことはできませんし、そういった準備があるからこそ、急遽やらざるを得なかったんですけれどサクラマス交流センターといったようなものをつくっておりますし、全く何もしないと言われてますけれど、サッカーの天然芝、そういったこと、またケーブルテレビやってまいりましたけど、税源が町にはほとんど限られたものしかないわけございまして、国のように、またよその自治体のようにしっかり起債を発行してやれば、公債率は高くなりますし、今後の財政運営に影響が出ますので。

私とすればそれなりの、見かけより内容は気の細かいような行政しかできなかったかもわかりませんが、まだチャンスがございますので、議員、これまでの議員経験をもとに町政執行されるような立場に立たれることもできますので、今から頑張っていただけたらいいんじゃないかなというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 頑張らせていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、2番目の通告者、9番、河村由美子議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午前10時08分休憩

.....

午前10時20分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

3番目の通告者、3番、三浦議員の発言を許します。3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） それでは、通告書に基づきまして、1点、町長に質問いたします。吉賀高校に看護科をとということで質問したいと思います。

吉賀高校に関しては、本年新入生が37名と、ここ数年ない大勢の新入生が入学されまして、それと同時にタイミングよくとといいますか、もともと吉賀高校の寮、そういった話も2年ぐらい前からありまして、今現在サクラマス交流センターと、そういった形で循環しております。

こういった流れを見ていきますと、やはり行政の力、民間の力、そういったものもまんざら捨てるとこじゃないといった見方もできると思いますが。と同時に吉賀高校のこれからの将来の新入生に関しても期待が持てるんじゃないかと、そういったことも考えられます。

しかしながら、全国を見てみますと、やはり何十年前から言われています少子高齢化、こういった大変な問題があります。この少子高齢化というのは人口の年齢層のアンバランス、そういった矛盾とといいますか、不釣り合いとといいますか、そういったことが生じまして少子高齢化、学校、生徒もどんどん減っていくと。都市部においては増加という現象になっていると思われま

す。そこで全国の今言いました少子高齢化、このことを当然踏まえて吉賀町はどうかと。繰り返しになりますけど、吉賀高校、中学校、小学校、保育所と、そういったことも含めまして、子どもが生まれまして、そして協力をしていく、そして社会へ飛びだっていくと。サクラマスプロジェクト、そういった形もありまして、社会人となって、こちらのUターンとして帰って、この町で働く、家庭を持つと、そういった構想があると思われま

す。そこで、いろんな町には少なからず企業がいるわけなんですけど、今六日市学園、六日市病院、こういった連携された特殊と言えれば大げさかもしれませんが、そういった連携のとれた学校があります。

そして、今ちょうど先ほど言いました吉賀高校、吉賀高校についても何十年前から学校も目標にされて、今努力されて、こういった新入生もふえた、こういった状況になっているわけですが。今から将来吉賀高校を継承していく、継続していくためにもなかなか少子高齢化の波に打ち勝てるかといったら、なかなかそうではない部分もあると予想されます。

そこで、この町の吉賀町のこの学校に対してのまた、さらに独自性を出す。そういったことが必要じゃないかということで、吉賀高校に看護科を導入したらどうかという今回質問をさせていただいております。

やはり今、地方、国においては、県に町村においても、2年前から地方創生とそういった国策、政策はあります。

この吉賀町においても、そういった政策は当然もとよりいろいろ、先ほど前議員も言われましたけど経済効果のあるものとか、そういったこともやられていると思います。

その中でも地方創生ということは、地域を独特なものにしていくと、そういった改革が当然ながら必要でありますし、この町を継続していくためには当然必要ではないかと思われま

す。それで結局、吉賀高校は町立ではありません。御存じのとおり県立なので、県立の普通高校に看護科を導入するのは無理があるんじゃないかと、そういったまず考え方が出てくるわけなんですけど。

若干調べてみますと、この近隣の山口県、広島県、岡山県、特に九州地方のほうはこういった看護科が現実に実際にあるわけなんですけど。こういったものを見習って、これは1年、2年のすぐのことにはならないとは思いますが、そういった先の目を、またこのそれが現実していけば、吉賀高校、六日市学園、そして六日市病院と。

また、そのほかに福祉施設、そういったものにもサイクルといいますか、地元の方もそうなんですけど、県外の方も受け入れ、そういったサイクルを、位置づけをつくると。そうしていけば、当然ながら人口保持もできるといいますか、そういった今から将来の人口推移に関しても、いろいろ統計は出ておりますけど歯止めができると、そういった意味も含めて今回の質問なんですけど。

先ほど言いましたやはり県立でありますので、県と町の違いもあると思います、政策も違った、また学校上の規律もいろいろあると思うんですけど、そこは地方創生に、その時代に乗っかるといいますか、そういった意気込みでやっていかないとこれは実現しないと思っております。

昔、私が高校生のときに、簡単に言いますけど、40年前ですけど、そのころは吉賀高校普通科がありまして、あと商業科、農業科と、そういった部分もありました。やはりそういったところから始めていき、そして最後には、この町の統制のとれた独自性のある、そういった学校づくり、まちづくり、そういったことを掲げて今後の政策を構築していかれたらと思っておりますが、そこら辺を町長の思いを伺います。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 三浦議員の質問でございます。吉賀高校に看護科をとということでございますけれど、議員御指摘のように吉賀高校は県立高校でございます。新しい学科の導入ということになりますと、県教委の学校配置の根幹にかかわることでもありますし、所在町村が軽々に対応できる事案ではないというように考えておるところでございます。

専門的、また広範囲な調査、検討を要することであろうかというように思っております。町内に議員と同様な意見を有する方もいらっしゃるかと思いますけれど、以前吉賀高校に昔のように農業科を併設したらどうかというような意見もございましたので、吉賀高校に関しましてはいろいろな意見があるかと思いますけれど、現在普通科の生徒を充足させるのが大変な状況で、巨費を投入してサクラマス交流センターを建築しながら町外からの生徒を募集するというような状況でございますので、なかなか厳しい話であるというように考えておるところでございます。

学校教育法50条に設置された義務教育の修了者が進学する学校が高等学校でございます。普通学科、専門学科、これにプラスした形での総合学科と3分類されるわけでございますけれど、専門学科は職業学科と普通学科に分かれており、専門学科に商業、情報、工業、農業、水産、看護、福祉、家庭の各学科があるわけでございます。高等学校の設置基準2条におきましては、公立の場合は県教委が設置権者となっております。

高等学校に看護科を有する学校といたしましては、議員先ほど申し上げましたけれど、広島に1校皆実高校というところで衛生看護科というのがあります。山口県に6校、代表的なのが中村女子高等学校、また鴻城義塾高校がございます。岡山で5校となっております。

島根県におきましては、明誠高校に福祉科がありまして、看護学科は島根県にはありませんので、議員がおっしゃいますような議論としてはなかなかおもしろいんじゃないかなろうかというように思っておりますけれど、現実高校での看護学科を設置ということになりますと、先ほど申し上げましたように、いろんな状況調査をしながら、それに対する条件整備といったものが必要になってくるのではなかろうかというふうに思います。

高校での看護科につきましては、准看護婦の受験資格を得ることができるものと、5カ年一貫の2通りのコースがあるようでございますので、議員おっしゃいますのは前者の准看護師の受験資格を高校で得て、六日市学園のほうへ行って正看をとということではなかろうかというふうに思いますが、やはりそういった高校にするためには専門的なカリキュラムの構成や教員の配置、そういったものが条件整備といったものが必要になってきますし、県教委としては今の状況の中に、これは推測でございますけれど、なかなか議論として持ち込むのも私どもとすれば厳しい状況にあるのではなかろうかというように思っております。

現在吉賀高校の希望進路先を見ても、医療、看護、介護、上の大学や専門学校を挙げている生徒が多くいるということでございます。学校や公設塾におきまして、生徒の夢の実現を全力でサポートしてまいります。

現在普通科の生徒の確保に全力を傾注しているところでございますので、こうした状況を見守りながら、こうした吉賀高校の発展に対する御意見、こういったものをいただきながら、考えとすればいろんな視野を広げながら対処することは必要でございますので、全くだめですよというんじゃないしに、どうした形のことを考えられるのか、今の当面の普通科の生徒を充足させることを主に考えながら、将来的に議員がおっしゃいますように、そういったことが可能なのかどうか、専門学科についても看護学科だけでなしに、先ほど申し上げましたように、有機農業やっているんで農業科をもう一回復活してはどうかというような意見もございますので、いろんな選択肢を視野に考えていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） なかなか難しいということは承知の上なのですが、少しばかりその仕組みと申しますか、それを含めてちょっと質問をしたいと思っております。

通常普通科でありますと、普通科3年間高校生活を行いまして、その後介護学校、看護学校とかいろいろな選択肢があるわけなのですが、もう少し踏み込んだところで、まず高校3年、そして4年、看護学校大学等々が3年とか4年とか学習していきます。そして、その後には看護師の資格は受けられると。その中には手前には准看護師の試験もありますけど、トータル的に言いますと、看護師の試験を受けるためには六、七年かかると。そして今、町長言われました山口県には6校ありますけど、やはり多少の違いはありまして、最短で5年と、そういった学校が制度をとっている高校もあります。

いろいろ違いを見てみますと、高校卒業して看護学校等々に行きますと、どうしてもこの町で言いますと、県外に行かないといけないとか、そういったこともあると思っております。

また、それに伴い当然授業料、宿泊等、そういった負担が、かなりの負担が出てくるということになってきますけど、幸いこの吉賀町には今の六日市学園、ここに高校卒業して六日市学園に入りますと、働きながら学習ができると、そういったよそとは違った大きなメリットが出てきます。

やはり働きながら学習できるということは、親の負担も当然少ないと、そういったことも考えられます。こういった一つの特徴をこのたびの看護科ということ、これにミックスすれば高校、六日市学園、そして六日市病院と、また福祉施設と、こういったサイクルができると思っております。

言うのは簡単に言えるんですけど、しかしながらやっぱり見てみますと、こういった金銭的な面、保護者の方々の子どもさんの生活費、学習費、そういったものもこの町には当然そういったメリットを備えつけておりますので、そういった意味で、この吉賀高校に看護科という主張をしております。

そして、このいろいろ看護科、看護専攻科とかいろいろな科があると思われまして、私は単純に看護科をと今質問しておりますけど、まずこの看護科の入り口に衛生看護科、そういったものから通常は入って学習するらしいです。そして、その中身は高校3年間ありまして、そのカリキュラムの中にはやっぱり国語、英語、体育、理科とかいろいろな科目があるわけなんですけど、通常は1年目は少しずつ、その看護的な学習をします。そして3年たつごとに衛生看護科という意味で看護の学習をしていくと、そういった形をとっている学校がどうも多いようです。

そうしてやれば、看護科を目指すものは当然この地元の方もそうですし、やはり吉賀高校にもそういったカリキュラムの中に徐々にふやしてやっていくと。いきなり看護科を専攻科を学習させるという話ではなくて、そこら辺も県外を見習いましてやっていけば、できるんじゃないかという思いでおります。

一つ例として、北海道に850人ぐらいの、今800人ちょっと切れてますけど、小さな村がありまして、そこは村立の高校普通科でありましたけど、それを昭和59年ぐらいに工芸の、美術の学校ということで設立しました。当然800人前後の人口しかいないところなので、なかなか先ほどの話ですが少子高齢化と、そういったものを当然深刻なものになってくると思います。

やはりここも寸前に限界集落、そういった話も出ていたようですけど、そこはその村長の意気込みといいますか、そういったことでかなりの時間をかけて、今現在続いております。

ほとんどが全校で120名前後、その推移をたどっておりますけど、ほとんどの方が県外から来られる方ということで、それにはここで言いますと小さいですけど、サクラマス交流センターと、そういった設備を当然しております。そうやっていけば、当然ながら人間ですから泊まる場所が必要、食べ物も必要と、そういった話も、経済的な話も当然出てくると思います。

ちょっと話がそれますが、真田みらい、あれがいい例と思うんですけど、いろいろ企画しまして年に何回、1万4,000人交流人口がふえたという話も当然ありますけど、中には商店街、地元の業者等々が潤っている、これが現実と思います。

また戻りますけど、今の北海道村立の高校ですけど、准看といいますかやっぱり学校は何と言ってもその町の財産でありますので、どうやってやっていくか、時代の流れを読みながら、昔の理念といいますか規律といいますか、そういったものをずっとやっていけばそのままになりますし、やはりそこら辺は地方創生の時代でありますし、そこは切りかえて今例を出しましたけど、その思い切りといいますか、それが必要じゃないかと思っております。

今回その関連で第2次吉賀町まちづくり計画の概要版ということで広報に出されているんですけど、その中に関連づけて言いますと学校教育の充実と。特色のある学校教育の推進、活力ある学校になるための条件整備、地域・家庭・学校の三者連携による学校の推進と。特に特色のある学校教育の推進ということに私が言っていることは当たるんじゃないかなと思っております。

単純に看護科と言いましたけど、正確には衛生看護科から始めていくと、そうすれば大きなギャップもないと思いますし、徐々に徐々に進めていくと。そういった形で私は思っております。

最後に、これは吉賀高校自体は県立なので、町政だけでは当然難しいことは当たり前のことなんですけど、県のことを考えますと、この町には町長、町議会議員等おります。県に関しては鹿足郡、津和野町、この吉賀町にも1人ではありますけど、県会議員がおられます。なおさら、この県会議員は吉賀高校の後援会の顧問をされているという立場なので、そういったお力といいますか県会議員でありますので、吉賀高校、津和野高校もそうですけど、できることといいますか、こういった難しいことに関しても県会議員の力をお借りして、この吉賀町の吉賀高校をさらに発展させていくと、こういったまちづくりが必要じゃないかと思っております。

ということで、私、誤解もあったかもしれませんが、まずは衛生看護科からということで、

徐々にやってはどうかという質問でございます。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 先ほど申し上げましたように、学科の新設等公立の場合は県教委が持つておるといってございまして、小学校、中学校につきましては、学習指導要領というのがございまして、文部科学省のほうから指定された指導要領に基づいて教育を進めていくということでございますけれど、高校についてはちょっとわかりませんが、やはり高校教育につきましても文部科学省の指導要領的なものが当然あるんであろうというふうに思っておりますので。

なかなか議員がおっしゃいますように、確かに皆実高校は名称は衛生看護科ということでございますので、衛生を含めて看護とそういったものを3年間で勉強させるんだらうと思っておりますけれど、普通高校の中でそうしたことは指導要領的なものがあるとすれば非常に困難ではなかろうかと、部活動なり文化活動等のような形でそういった教育をされればですけど、なかなか緩やかに進めるというのは非常に難しい。

やるならやるで、先ほど例を挙げられました、あれは音威子府村ですけれど、道立にするところを村立のまま置いたということで、これを一つの町の企業化というような形にして、あそこへ全国からおいでになる生徒さん方の下宿なりそういった食材の提供、そういったものを一つの産業にしている町でございますし、以前今日田市になっておると思っておりますけれど、九州の大山町に「梅栗植えてハワイへ行こう」というような形で、農業、牛を飼ったり、田んぼはやめようというような、町がのるか反るかのときに、こうして思い切った大改革をやっておるわけでございますので。

なかなか今議員おっしゃいますように、それじゃ普通高校やめて、すぐ看護科で生徒が集まるのかどうなのかということもございまして、先ほど申し上げましたように、やはりそういった看護科だけでなしに、今の農業のこともございまして、いろんないわゆる選択肢を含めて対処しなければならぬというふうに思っております。

議会の最初の行政報告でも、六日市学園のいわゆる経営等大変厳しい部分がある、六日市学園につきましては六日市病院に看護師を充足するための必要な施設でありますので、これについても今後どうしていくかということは、また議会の場でも議論していただかねばならない。

いろんな懸案事項ございますけれど、それに絡めてはいじゃすぐ、いわゆる衛生看護科を吉賀高校に併設できるかと。今、普通科の生徒でさえよそからで、そういった学科が例えできたとするならば、それだけの生徒が集められるかどうか。六日市学園の生徒さんでさえなかなか、高校で勉強された方が准看護師の資格を持っておられる方がおいでになるわけでございますけれど、なかなか集まらないような状況の中にそれを要請するのが、確かに関連づければ、話とすれば非常によろしいんじゃないかと思っておりますけれど。

現実これを行うというのは厳しいんじゃないかと、先ほども申し上げましたように思いますし、県会議員にしっかり働いてということでございますけれど、やっぱり吉賀高校の寮の建設についても一生懸命県議さん努力していただきましたけれど、県教委の壁というのはどうしても寮は難しいという、やってもいわゆる過疎債の3割対応、それも寮部分ですよというようなことでもございましたので、高校の敷地内に寮をつくるよりは寮機能を含めた施設をつくるほうが町有地につくるほうがいいと、今後のもし別に利用することがあっても、高校の敷地内につくるよりはというようなことでつくらせていただいたわけでございますけれど。

そういった寮でさえないなか厳しい中に、新しい学科をとすることは、当然厳しさというのはもっともあってあるのではなかろうかというように思っておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） なかなか難しいということですけど、そのために県会議員等々のお話もしました。今全国的に見ますと少子化、それが進んでいまして、どこの県におかれても学生の奪い合いといえますか、そういった今時代だと思っております。

やはり吉賀高校は今普通科であります、それじゃ普通科になぜそういったメリットがあるかということも考えないといけないと思いますし、私が主張するのは普通科、この今の現状を見ていきますと、やはりこの町もせつかく明るい、生徒数がふえた、そういった明るい兆しも今ありますので、そういったタイミングから将来を考えながら普通科プラス専門科を、今衛生看護科と言いましたけど、例えば先ほど言いました工芸科、芸術部門、そういったものでも構わないかもしれないんですけど、この町に一番そぐうのは六日市学園、六日市病院等の連携されたものがありますので、それが一番手法として早いんじゃないかと。

やはりすぐ実行できればいいですけど、町長言われたように当然これはかなり難関な問題もあると思います。しかしながら、やはりこのまま普通校でやっていけば、当然尻込みしますか、そういった傾向も考えられますので、何かやはり物事をすれば、5年前、10年前からそういった仕掛けをしていくと、そういった難しいかもしれないけど、難しいことをするのがやっぱり私たちの使命であると思いますし、そういったことも含めまして、ぜひ町としても県立高校ではありますけど吉賀町の財産でありますので、ぜひこの案はまた違った県内の教育委員会などでのそういったテーブルに上げていただきたいと思っております。

ということで、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議員の思いは理解できますが、先ほど申し上げましたように島根県には——山口県、広島県、岡山県5、6校ずつありますけど、島根県には介護関係が1校しかないので、議論といえますか将来を考えたときにはそういった選択肢もあり得るんだということで、

これだけでなしにいろんな選択肢を持って、今後の吉賀高校の存続については検討することは別に悪いことじゃございませんので、そういった分野も含めての今後の課題とさせていただきたいというように思っております。

○議長（安永 友行君） はい。

○議員（3番 三浦 浩明君） いろいろ言いましたが、全てはこの吉賀町の将来のためにということで、やはり事前、事前にそういった案を掲げながら、私たちともどもそれを遂行しながら、この町のためにやっていきたいと思えます。

以上、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、3番目の通告者、3番、三浦議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） 引き続き、4番目の通告者、7番、河村隆行議員の発言を許します。
7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 私は、1点ほどお聞きするようしております。災害対策についてということなんですが、町道管理と土石流、高津川河道内立ち木や堆積物、それぞれについてお伺いいたします。

町道の側溝が詰まっているのではと感じました。側溝が詰まると、当然流量が計算されているわけですが、あふれて路面を流れます。側溝にはふたがかりがありまして、コンクリートのふたとか鉄製のグレーチングとかがあり、また横断工とかがあり、目に見える部分と見えない部分とがあります。

それで、町も道路維持管理は年間を通して業者さんに委託されていると思いますが、点検は日常点検とか定期点検、いろいろとあると思うんですが、目視による点検等は住民の皆さんが通報等されてもらえると思っております。

そこで、これから秋の台風シーズンになり、大雨や風に対する対策なども緊急に点検し、状況を把握していく必要があると思っております。土などが側溝、水路にたまりますと、あふれて路面に流れるわけですが、流れるだけではなしにアスファルトのひび割れや劣化等弱い部分がありますと、一部が剥がれ落ちて、それがその下の路盤材まで流してしまい、道路として流されるとか機能しなくなるような、豪雨災害などではよく見かける光景なんですが、そうなりますと道路が寸断されますと通行不能だけではなしに、避難するにしても動くことができなくなってくると思えます。

それと、もう一点、道路上に木の枝や竹などが覆いかぶさり、通行するのに支障を来すことが多々あります。大雨や台風等のときには、それがまた助長されひどくなると思っておりますが、この前も国道でありました、先月大野原地内で国道ガードレールを超えてスモモの木が自転車に

当たったということで、県土木の維持の方が来られて切られておられましたが、そのときにもお伺いしますと、除雪等の前には機械の支障になるので除去はしているというお話でしたが、所有者の責任部分と管理者の責任とがあるんだということで、いろいろとお話を維持の方や町の建設課のほうへ行ってお聞きしますと、そういう所有者の責任等も発生していると。なかなか所有者の管理と言われましても、定期的に管理することも難しいですし、所有者が当町におられない場所もあるんではと思っております。

交通の支障が出ると対処するというのではなく、もう何年か2年、3年先では、また同じように木々が道路を覆いますんで、定期的に切っていけるような何かいい方法を考えられて実施されたらどうでしょうかと思ひまして質問させていただきます。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、河村議員の災害対策についてということでございますけれど、町道の管理についての部分でございますけれど、町道の点検につきましては、担当課であります建設水道課におきまして、日々点検は実施しているところでございます。

町の面積の92%が山林でございますので、町道のほぼ全線がこの山林を縫って走っておるといことで、全てということにはなかなかありませんけれど、一つ一つ危険は取り除きながら対処しておるのが現状でございます。道路として機能しない状況といったことは、あつてはなりませんので、そういったことは早急に対処しておるところでございます。

また、木の枝、草、竹などの撤去についてでございますけれども、町道に対する障害物につきましては、町において対処を講じております。昨今は松枯れなどの大変危険なものも見受けられる状況でございますので、明らかに枯損木につきましては、同じく町で対応しているところがございます。

しかしながら、道路敷地外での障害物につきましては、やはり所有者の方において管理対応していただくのが原則でございますので、それも対応できないというようなことがあれば、緊急を要するというようなときには町で対応しておるのが現状でございます。

そういったことでございますので、町内不在の方に対しましては、やはり危険度があれば知らせていただければ、町のほうからでも所有者に対しまして対処していただくようなことはお願いをしなきゃならないんじゃないかなろうかというように思っておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 次に、土石流と高津川河道内の件ですが、水と流木、土砂や石などの容積がどんどん増大して信じられないような量になってくると思っております。

私もこの土木会社に勤めているときに、蓼野の河山地区で発生した土石流の現場で復旧作業をした経験がありますが、根こそぎ大きい流木が組んだように流れてきて、台風で木を揺するから

山の木がまとまって流れて、ずっときたようなところへ水が流れて一緒に、ちょうどこの前九州の豪雨のようなああいいう状況のところへ作業した覚えがあります。根こそぎ流出して本当に大変だなと思いました。

そういうことが高津川でも昭和47年の水害のときにありまして、私もそれを見ていたんですが、川の兩岸に立っていた大きい木々も根こそぎ根を洗われて倒木し、流れ、それがまた橋や兩岸の木々を流していったと。その後、水害の後、河川の拡幅工事にあわせて護岸をコンクリート等で防護して、そのときに流量の計算等されて今の川幅になったんだと思っております。

それで、現代は河道内にも立ち木が立ったり流れたり、流木等が堆積したり、土砂が堆積したりして、かなり危険な状態ではないかと思っておりますが、その辺の50年に一度、100年に一度というような大雨、昔はこの前まで想定外と言われていましたが、今は50年、100年じゃと言われるような、そういう時間雨量で先ほども同僚議員おっしゃっていましたが、100ミリとか100何十ミリとかちゅう大雨が降りますと、計算外のことが出てくるんだと思うんですが、そういうことに対しても今町としてできることがあるんじゃないかと思っておりますが、その辺をお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、土石流についての御質問でございますけれど、これにつきましては各谷に砂防堰堤、治山堰堤等ございますので、そういった点検につきましては、大部分が県の施設でございますので、県が実施しております。堰堤は3年の期間内に全箇所を対象に点検し、必要に応じて堆積物の撤去を行っているということでございます。

治山堰堤は10年の期間で点検するというように聞いております。治山は埋まれば、またその奥にというのが基本のようでございますけれど、そうしたことで土石流が流れ出るのを防止しておる状況でございますけれど、先ほど議員がおっしゃいましたけれど、想定できない先ほど吉賀町除いて特別警戒警報が出ましたときに日田、福岡県の朝倉、ああいったところで大きな災害があったわけですけど、日田等ではやはり根こそぎ木が流れ出るということでございましたので、なかなか想定外のことで対処できないのが実情でございますし、以前河山の県道——県道じゃなくて町道のほうなんですけど、県道橋に流木がかかったりして、あのときは舗装がきれいに流れ出たというような大変な災害があったわけでございますけれど。

やはりそういった日々の点検を行いますけれど、そうした想定外のことを想定してというのはなかなか難しいわけございまして、先ほども出ましたように、30年に1回の降雨なり、そういった気象状況を見ながらやっておるわけでございますので、私どもとすれば先ほどは相当何百年前の話も出ましたけれど、それに対していわゆる30年、50年の状況を見ながら対処しておるのが実情でございますので、想定できないものまで、なかなか想定してというのはやってない

のが現実でございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 水の流れというのは、今側溝等が詰まって、そこがあふれてほかのものとかかりながら流れが変わり、どこに水の道が変わっていくかわかりませんが、そのためにも日常の点検等土砂がたまっていたら取り除くとか、そういう作業をされてはどうかと思いついて、町の維持管理ももう少し事細かく町内3から4地区ぐらいに分けて、主要な町道や林道など管理といいますか点検、目視の点検とか日常点検、定期点検、いろいろあると思うんですが、もし横断溝とか目に見えないところもし堆積してしましたら、それを取り除くとかしておきますと、少しの水では流量的にも計算されていると思いますんで、水路も、災害も起きにくいんじゃないかと思っております。

そこで、そういう管理といいますか、橋等は診断をし、評価されていると思うんですが、こういう町道に関しても専門の方やOBの方で四、五人ぐらいのチームを組んで定期点検などの委託を点検委託をされたらどうかと思いついて。

通常が目視や日常点検は付近の皆さんがたまっているよとか、いろいろとお知らせもらえると思うんですが、そういうときにはすぐ対処できるような方法をとられたらどうかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） いわゆる町管理の水路、谷川等については町が管理しなきゃなりませんので、谷に水が流れるんでなしに、現実今柿木に実際今までの水の流れが違うほうでということ、先ほども申し上げておりますけれど、意見に対しての要望の中で、そうした砂防等の要望は新たにつくってほしいというようなことはやっておりますし、職員見て歩いておりますので、議員おっしゃいますように、OBとかそういうのが組織してやらなくても、対処はしておるわけでございますし、町で管理するところにつきましては、町内業者にお願いをして取り除き等修繕等もやっております。

そうしたことで、橋梁につきましては義務づけられておりますので、5年に1回ですか、やっておりますので、橋梁がいわゆる判定が悪いものにつきましては、順次補強といったものを行っておりますし、これまでも何か所か結構な経費が要るわけでございますけど、橋梁点検をしながら、橋梁目視ただけで、職員が見ただけでも当然というふうなものは既にやってきておるといふ状況でございますので、殊さらそれじゃ、いつどこで災害が起きるかわからんのでということ、でなしに、日々点検をする中で、やはり悪いところは早急に直していこうと。大きなものにつきましては、やはり補助金が入るなり、起債で対応できるものはそういったことを年次計画を立てながら対処しておりますので、その点は御懸念には及ばないんじゃないかなろうというふうには思っ

ております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） このことが今水路、側溝もすぐ見て掘ってもらえるとか、冬に木が道路の上に出ていて通れないのも切ってもらえるとか、そういう積み重ねが町民の皆さんの安全で安心して暮らせる町なんだというのを感じてもらえるのではないかと考えております。

そのためにも目に見えるような町道——町道管理と言いましても水路の側溝の管理だけではあるんですが、そういうところからいろんな管理が町道の管理が見えてくると思うんで、町道、林道されたらどうかと思ひまして、質問させていただきました。

これで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、4番目の通告者、河村隆行議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） 5番目の通告者、2番、大多和議員の発言を許します。2番、大多和議員。

所要時間が12時を超す可能性もありますが、そのまま続行しますので、あらかじめお知らせしておきます。よろしくお願いいたします。

○議員（2番 大多和安一君） 大多和です。私も恐らく最後の一般質問ということで、4年間いろいろ質問してまいりましたが、今回まず最初に今までしていなかった教育長にお願いしたいと思います。

その第1点は、町民体育館には卓球台が整備されているのかということでございますが、実は町民の方から卓球したくてもなかなかできないとかいうようなことを聞かれて、それじゃ町民体育館へ行ってやったらどうなのというような話をしてきたんですが、町民体育館にあるのかないのかわからないというようなことを言われて、私は今、週1回益田に出て卓球やっているんだというようなことを言われております。

それで、いや、吉賀町にも体育館に卓球台ぐらいはあるということをおっしゃってありますが、実際に私調べたことがございませんので、まず最初に体育館には卓球台がどれぐらいあるのかということと。

それから、また卓球ができる施設というんですかね、整備はどういうところに町内にあるのかと一応ということをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） 大多和議員の町民体育館への卓球台の設置状況という御質問にお答えいたします。

町内には2つの町民体育館がございます。1つは町民六日市体育館、こちらには卓球台が2台

配置してあります。町民柿木体育館には5台の卓球台が置いてあります。町内ほかに卓球ができる施設はという御質問でございますが、朝倉公民館のほうで卓球大会というようなことを開催しているということは確認しております。そのほかには立戸のスポーツ公園で卓球ができるようになっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 柿木に5台、それから六日市では2台ということですが、六日市でももう少し卓球台があれば卓球大会何かが、同好者が郡内とか益田市などからも呼んで、卓球大会が開催できるんだがという声もありますので、一つ町民の声を聞いていただいて、もう少しふやしてもらえようような努力をお願いしたいと思います。

それと、その他ということで、今年3年後に東京オリンピック開かれますが、東京オリンピック目指していろいろスポーツが盛んになっておりますが、体育館を使ってできるスポーツの種類はどれぐらいのものがあるのかということ、あわせて身体障がい者用のパラリンピックというものも今いろいろテレビなどで注目を浴びておりますが、吉賀町ではこのあたりについて身体障がい者用のスポーツ施設、設備とかいうのはどのような状態になっているのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） 3点の御質問をいただきました。

まず1点目の卓球台を増設という御意見でございます。今から40年ぐらい前には、旧六日市の話でございますけど、卓球は大変盛んな時代ございました。当時私も卓球をしておりまして、町民卓球大会ということを開催しましたところ、毎年50人、70人ぐらいの人が参加して、大変にぎわっていたことが記憶にあります。

しかし、その後、だんだん卓球熱というものが低下してまいりました。その要因は学校の部活動が廃止になったとかいうこともあるとは思いますが、そうした関係で社会人となっても卓球をする方が大変少のうになりました。今からもう30年ぐらい前に卓球大会というのが中止になったような記憶があります。それ以後、だんだんと今のように、まさにピンポンとして楽しむ、卓球として競技力を高めるというものよりも、ピンポンとして楽しむというふうな階層のスポーツになってきたというふうな思いを持っております。

そういうことがありまして、現在卓球大会というものはもう開催されておられません。議員おっしゃいますように、郡大会とか益田地区大会ということに対応できるようにという御質問ではございますけど、そういう状況がある中で卓球台の増設というものは、今私どもの思いの中には少々持ち合わせてないというところが正直なところでございます。

それともう一つ、2点目、体育館でどのようなスポーツができるかという御質問でございます。

一般的な屋内スポーツは、ほぼ可能です。バドミントン、バレーボール、バスケットボールなどは、床面にラインが引いてありまして、公式大会、そのようなことが可能でございます。

また、屋内競技だけではなくて、サッカーやテニス、時には野球の練習にも使っておるようでございます。

それと最後、身体障がい者の方のスポーツ施設ということでございます。障がいを持つ人がスポーツに参加する場合、障がいの種類や程度に応じまして、安全面での特別な配慮を必要とする場合がございます。このことが障がい者スポーツへの参画、また障がいがある人、そしてない人がともにスポーツ活動を行うということの障壁となっております。

町民体育館における身障者スポーツ整備の対応ということに関してお答えをいたしますが、障がいのある人の専用の、または優先して利用できるような障がい者スポーツ施設としての設備はなされておられません。

2010年、障がい者スポーツ推進を明記しましたスポーツ基本法の施行、さらには2016年4月、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されました。スポーツ施設における障がい者の利用拡充につきまして重要な施策であるということは認識しております。今後、関係機関等の意見を聞きながら、そうした障がいを持てる方々にとりまして、利用しやすい施設になるように配慮してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 福祉のまちづくりをうたっている吉賀町としては、さらにいわゆる障がい者への配慮あるスポーツ施設等のできるような体制を整えてもらいたいと思ひまして、この質問を終えて。

次に、最後の質問としまして、町長へ、自転車駐輪ラックの整備についてということでお尋ねしたいと思ひます。

自転車活用推進法というものが平成28年12月16日に公布されて、ことし平成29年5月1日から施行されました。この法律の基本理念は、自転車は二酸化炭素等を発生させず災害時に機動的であること。

自動車依存の低減により健康増進交通混雑の緩和と経済的、社会的な効果を求めるもの、そして交通体系における自転車による交通の役割の拡大と交通安全の確保でございます。このための自転車の活用を総合的に、計画的に推進しようとするため定められたこの自転車活用推進法です。

ということで、自転車に関しましては、レンタサイクルを初めとしてサイクルマップの整備などで過去いろいろと質問してまいりましたが、今回は自転車駐輪ラックの整備について質問させていただきます。

益田市に大きなサイクリングクラブがありますが、そのメンバーの中に数人私の知人がおりまして、その人たちに吉賀町でのサイクリングコースはどうなのかというようなことを聞いてみました。有名なのが安蔵寺山ヒルクライムですが、そのほかに益田から191号を經由して八幡原から吉和、それから深谷、それから六日市から187号を通して柿木から益田へのコースとか、まだ遠いのは八幡原からさらに加計のほうへ出て、それから吉和、それから佐伯町の津田、それから岩国市の本郷、そのあたりを回って187号回って六日市を經由して益田へ帰るとというようなコースもあるそうでございます。

それで先ほどの八幡原から深谷に回って益田に帰るコースは大体200キロぐらいあるそうですが、これらのサイクリングコースを走るときに残念なことに休憩所にスポーツ用自転車の駐輪設備がないということだそうです。スポーツ用自転車ではキックスタンドと言われる、いわゆる自転車を駐輪するのに立てるキックスタンドを装着することは余りなく、このスポーツ用自転車を駐輪するには壁などにもたせるか、もしくは地面に横たえておくことしかできないそうです。ましてや、スポーツ用自転車は高価なものでは30万円を超えるとかいうようなかなり高価なものもありまして、そのスポークには貴重な材質が使われております。

そこで図に示しておりますが、このようなサドルの先端をバーにかけるだけで自転車を立たしておくというか、かけておくことができるような簡易型のスタンドでもあればよいというのがメンバーの回答でした。

しかも、これははっきり言いますと、いわゆる単管パイプですが、単管パイプを4メートル程度のものを長さにしまして、あと両サイドに足をつけてやっておくというだけで、できれば数千円でできるそうです。このような簡易スタンドでもあればいい、しかもあわせて町内の道の駅や水源会館等、人がおられるところでは有償で自転車の修理キッドや空気ポンプなど置いておけば非常に助かるがというような答えでございました。

実際にこの簡易なスタンドというものは、市販でも今回ここに付けておりますこの分は1万6,000円ぐらいのあれが出ておりましたが、単管パイプで整備しても1つが5,000円もかからないのではないかと考えておりますが、こういうことをして町内の水源会館や道の駅、そのようなところへ整備すれば、さらに交流が進むと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、大多和議員の2問目でございます。自転車駐輪ラックの整備についてという御質問でございます。

公共施設の設置状況につきましては、現在自転車駐輪ラックを設置しているのは、「むいかいち温泉ゆ・ら・ら」玄関付近の1カ所だけでございます。このラックは一般の方が善意で設置したものと聞いておりますけれど、これ以外ではこれまで町に対しまして、直接ラックの設置につ

いての意見が寄せられたことはございませんけれど、議員の御質問のとおり最近ではスポーツ用の自転車で町内を走行する方も多く見られるということでございます。道の駅などで休憩される方がいらっしゃいますので、そういった方に対してもサービスとしてということでの御意見でございます。

最近、都市部から女性の方がこちらまで来て自転車で走られたのに同行して走ったというようなことも聞いておりますので、やはりこうした田園の中を自転車で走るのもまた新しい交流の方法なのかなというように思っております。

そうしたことで吉賀町へ来られた方が快適に過ごされ、また滞在時間を少しでも延ばしていただくということは大変大事なことでございますので、駐輪ラックにつきましては、金額的にも大変そんなに高いものではありませんし、自転車3台用で1万5,000円とか6台用で5万1,000円というような金額でございますので、それではということでございますけれど。やはり町内の施設で御意見を聞きながら、置き場所があるかということもありますし、必要ということであれば、当然設置に努めていくという考え方でございます。

まず、どういう状況なのか、まだ誰もおいでにならないのに置いておくとういのもどうかと思いますけれど、やはり希望があればそういう施設に、観光施設には置く必要があるというふうに考えますので、これにつきましては、前向きに設置に向けて努力していきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 駐輪ラックを前向きに検討していただくということで、自転車のコースとかいうことも今益田市としては東京オリンピックへ向けて、益田市はこの自転車チームの事前合宿を受けるよう努力をされておられます。吉賀町もあわせて益田から吉賀町への道も非常にサイクリングコースとしてはいいということもありますので、それらも含めてじっくりとよそから吉賀町へ自転車で来られる人、交流人口をふやすという努力を続けていただきたいとお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、5番目の通告者、2番、大多和議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで昼休み休憩にします。休憩します。

午前11時35分休憩

.....

午後1時01分再開

○議長（安永 友行君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

6番目の通告者、8番、藤升議員の発言を許します。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは通告に基づきまして、一般質問を行います。

まず初めに、生活が苦しい高齢者の介護保険料減額をということで、町長にお聞きをいたします。

介護保険制度は平成12年4月から始まり、3年ごとに保険料の改定が行われてきました。最初の第1期、65歳以上の1号被保険者保険料の基準額は合併前の六日市町で年額3万3,100円でした。平成27年から29年度の第6期の基準額は年額6万3,600円と、スタート時点に比べて3万円も上がり、約2倍になっています。

年金が実質的に上がらない中で、第4期を除き保険料が上がる一方で、特別養護老人ホームへの入所は原則、要介護3以上となり、介護サービスを受けるための介護認定そのものも体の状態が悪くなっているのに、認定度が下がった——よくなったという意味ですけれども、そういう事例もありました。高くなった保険料は、高齢者の生活を圧迫する要因になっています。

吉賀町介護保険条例9条には保険料の減免の規定がありますが、生活が苦しいことを理由に減免できるようにはなっていません。国は、保険料全額免除は不適當、資産状況等を把握しない一律減免は不適當、一般財源の繰り入れは不適當という、いわゆる3原則を守るよう、助言をしていますが、保険料減額分を一般会計から繰り入れる減免ができるよう、制度の見直しを求めます。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、藤升議員の1問目でございます。

生活が苦しい高齢者の介護保険料減額を、ということでございます。介護保険法につきましては、議員おっしゃいましたように、平成12年ですか、いわゆるふえ続ける高齢者と言いますか団塊の世代、平成12年に149万人いらっしゃった高齢者が、2025年には3,500万人にふえるということで、これを目途として制度を地域医療介護、予防・住まい・生活支援と、こういった地域をケアするシステムにしていこうということでございますけれど、これの減免につきましては、介護保険法におきまして、市町村条例に基づいた減免が可能となっておりますけれど、吉賀町におきましては、災害や疾病、失業等により、世帯収入が著しく減少した場合における減免規定を定めているところでございます。

それ以外の低所得を理由とした介護保険料減額につきましては、市町村単独事業として実施することとなりますけれど、当町ではこれに関する規定を設けておりません。理由といたしましては、国からの技術的助言によりまして、単独で減免を実施する保険者は、3原則を遵守することとされております。中でも一般会計からの繰り入れにつきましては、介護保険制度の国民の共同連帯の理念に照らし合わせて、他会計への負担への転嫁は適切ではないという考え方に基づくものでございます。

単独減免が実施状況につきましては、平成26年4月1日において、512保険者が実施しております。内481保険者、93.9%がその財源を一般会計繰り入れではなく、介護給付費準備基金の繰り入れにより対応している状況でございます。

当町の介護給付費準備基金の保有状況につきましては、第6期計画開始初年度で、平成27年でございますけれども、9,600万であったものに対しまして、平成29年度の決算で、2,508万9,000円となる見込みでございますので、毎年、一定額の基金の取り崩しを行っておるところでございますけれども、これにより当町の介護保険料については、島根県下でも最も低額な基準額、年間6万3,600円を維持しているところでございます。

議員おっしゃいましたように、当初よりは確かに倍増しておりますけれども、こうして全国的に保険料が上がってる中で、吉賀町につきましては頑張っておるといように思っておるところでございます。

こうした状況を踏まえ、一般会計からの繰り入れによる財源充当につきましては、現行の法定負担金以上の繰り入れは、実施しておりませんし、介護保険料給付費の50%について、介護保険料を財源とする方針を、次期の第7期介護保険事業計画において維持していくという考え方でございます。

議員が御指摘の第1期から上昇傾向の介護保険料基準額への対策につきましては、介護給付費総額の抑制が最も有効であると考えますので、次期計画においては、地域ニーズに応じた健康づくり、介護予防事業を展開し、心身機能の維持改善を図るとともに、生活支援サービス及び在宅医療介護連携体制の充実等、地域包括ケアシステム構築によりまして、地域の高齢者が自立した生活が継続できるように取り組んでまいりたいというように思っております。また低所得等の理由で生活が苦しい高齢者への対応といたしましては、生活困窮者自立相談事業を吉賀町社会福祉協議会へ委託して、総合的生活相談窓口を開設しておるところでございます。

今後も庁内各課を初めといたしまして、保健医療福祉等の関係機関、地域団体などとも連携し、必要なサービスの提供を行うことで、生活困窮者を包括的に支援できる体制を構築してまいりたいと思っております。また必要な方に対しましては、生活保護制度の利用支援等、相談者の課題解決に向け、適切な相談援助を行うことといたしておりますので、こうして制度を改正ということになりますと、これは国家的なことになりますので、地方自治体ではなかなかそういったことにはなりません、町村会等、組織しておる中で、そうした状況を県下的にあるようであれば、町村会を通じて国に要望していくというようなことはやっていかなければならないというように考えております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。実際に今、求めたことについてはできないと、保険料の減

免についてはできないという答弁であったというふうに思います。

そこでお聞きをいたしますが、先ほど求めたように、一般財源から繰り入れをし、保険料の減額をするということは、法的にできないこととされているのか、その点についてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 先ほど申し上げましたように、国の、いわゆる技術的な指導、助言ということでございますので、やれば、医療費の無料化でもそうでございますけれど、ある程度、制度的に国からこちらに入ってくるお金が減額されるようなことは起きてくる可能性はあるかとは思いますが、法的には無理ではないというように思っておりますけれど、やはり吉賀町だけで行うことも可能かと思っておりますけれど、そういったことも考えられますので、当面は今言うような形での、一般財源からの繰り入れというのは、行いたくないということでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 法的には、できることになっているという答弁だったと思います。先ほど言ったように、保険料そのものが非常に上がってきているということで、この介護保険料等の負担について、非常に大変であるという高齢の方々、国民年金だけの収入で生活しておられる方にとって、非常に重い負担の一要因になっているというふうに、多くの方々からお聞きをしておりますが、実際にそういう方々の状況について、町長の御認識についてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 先ほども御答弁申し上げましたように、窓口を設置しておりますので、総合的生活相談窓口というものをつくっておりますので、御相談いただければ状況によっては少しでも、この介護保険料のということでもなしに、ほかの部分で御支援できる部分もあるかというように思いますので、窓口に来ていただいて、御相談いただければ、いい方法もあるのではなかろうかというふうに思っておりますので、ぜひおいでいただけたらというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） そういうところも必要に応じて利用しなければならないと思いますが、介護保険料の場合、年金から天引きをされるということで、いわゆる容赦なく保険料を徴収されてしまう。また、普通徴収の方々も、将来もしも介護サービスを利用しなければならないといった時に、保険料を滞納しておりますと、本来利用料が1割で済むものが3割利用料を払わなければならない。そういうこともあって、やっぱり何とかして、今保険料を払っていただいて、その徴収率も非常に高い状態で推移をしております。

しかしながら、実際に年金満額で、国民年金満額でもらえない人が相当数おられます。その時

に、その人たちへの手当というのは、私は必要ではないかというふうに思います。そのような中で、国は消費税を10%にしたときに、この所得段階の低い人たちの保険料を引き下げるという約束に今なっておりますが、例えば所得段階が第1段階の人、この方は世帯全員が町民税非課税で、本人の年金などの収入80万円以下であるとか、老齢福祉年金受給者——この中には生活保護の受給の方も入りますが、この方々は、現在基準額の4割5分の保険料、ですから年間2万8,600円を払っていただいておりますが、消費税を10%にした段階では、保険料を基準額の3割とし、1万9,100円として、年間で9,500円の引き下げをすることになっております。

また、所得段階が第2段階の人、これは世帯全員が町民税非課税で、本人の年金などの収入が80万円を超え、120万円以下の方ですが、基準額の、現在は7割5分を保険料として納めていただいておりますが、これを5割に引き下げるということで、年間の保険料は現在の保険料のままとして、年間1万5,900円少なくなります。

また所得段階が第3段階の人、この方は世帯全員が町民税非課税で、年金などの収入が120万円を超える方になりますが、今の基準額の7割5分から7割へ引き下げ、年間で3,180円の引き下げになることになっております。

来年、保険料の改定ということになりますが、割合はそのまま保険料額は変わりますが、国は消費税を10%に上げたら、これだけのことをするよと言っているわけですから、それを先取りをするという選択があってもいいんじゃないか、そういう思いもしますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 年間10兆円ですか、ふえ続ける社会保障ということで消費税の増税とといったものも考えられたようでございますけれど、議員おっしゃいますように、生活に困窮してということなのかどうかのかわかりませんが、ああしてお支払いにならなくて、年限がたつと時効ということもございまして、ここを見させていただきますと、本当にこれは払えないのかなというような方も見受けられますので、担当職員にはどういう努力をしたのかと、時効になるまでにということを聞きただしたりしたこともございまして、補助事業等受けるのに、町税が未納であるという方もいらっしゃいますので、そういったことも制度をきちんとしなさいというようなことを私は今言っておるわけでございますけれど、やはり個々それぞれ皆違いますので、議員がおっしゃいましたように、全ての方が困窮されておるわけかどうかというのはわかりませんが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、窓口においでになって御相談をいただければよろしいだろうかというふうに思っておりますし、先ほど御答弁申し上げましたように、介護予防、こういった事業を進めながら、介護保険の適用をしなくても元気で暮らせる、そうい

ったものを地域で支えながら行えるといったようなことは、当然やっていかなきゃなりません。

ただ、国に先駆けて町でできないかということでございますけれど、これにつきましては、どの程度の方に、どの程度の金額でということもございます。財政の状況もございますので、そういったことがある程度のお金で抑えられるということであれば、ああして医療費につきましても先駆けてやって、今国がそれに準じてきているようなこともありますので、これは検討の余地はあるかとは思いますが、その裏づけとなるものがまだわかりませんので、国に先駆けてやるんだとか、どういたしますという御答弁はできませんけれど、考え方とすれば先にやって悪いことではないというふうには思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 私の、今保険料を引き下げた第1段階から第3段階までの人の、28年度末の被保険者の方の所得段階別の人数からしますと、総額で1,100万円はかかる費用が、もしもやった場合はかかります。国と同じようにというわけではありませんが、国が消費税10%として計画をしているものでしようとした場合は、その程度かかるという数字も出ております。

今の子どもの医療費の問題と一緒にすることにはなりません、今、18歳以下の子どもが7月末で787人というふうにお聞きをしておりますが、今子育て支援の費用も7,000万円ほどですか、費やして何とか吉賀町で子育てのしやすい環境づくりということで取り組んでいただいております。非常にすぐれた取り組みであるというふうに感じておりますが、本当に苦しい方々というところで、相談窓口への問い合わせ等言われましたが、実際には保険料の部分だけでいくと、なかなかその部分は解消されないという問題もそのまま残っております。

ただ、もう一方で吉賀町が、ここ何年間かかって介護予防という形で、本当に努力して進めてこられた、そのことが今先ほど町長の答弁にもありましたように、低い介護保険料というところにもつながってきております。そういう点では、これまでの取り組みをさらに強めていくということは、吉賀町全体もですし、ここで暮らす人たちの負担そのものも軽減にもつながっておりますので、その点は私も引き続き、取り組みを強めていただきたいというふうに思っております。

そういうことで、同じことの繰り返しになってはいけませんので、次の質問に移ります。

2つ目の質問ですが、農林業の後継者不足の現状と対策はということで、町長にお聞きをいたします。通告が非常にわずかな通告しかしておりませんが、そのまま読み上げて質問にしたいと思います。

農林業の後継者不足が町内でもよく聞きます。後継者不足の実態とその原因、対策について、町長にお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、藤升議員の2問目でございますけれど、簡単な質問ほど奥行きが深いと言いますか、幅が広いと言いますか、大変答えにくいわけでございますけれど、後継者不足ということでございますけれど、これは農林業に限らず商工業と言いますか、町内全域、全産業に共通するものでございます。大変深刻な課題であるというように思っております。これの効果的な対策を確立できていないのが現状、実情でございます。

農林業につきましては、担い手不足の実態について申し上げますと、まちづくり計画にも記載しておりますけれど、農業経営者は高齢者が進み、後継者がいる世帯が半数に満たないのが現状であります。農林業センサスでは、平成22年度から27年度までの5カ年間で農家総数が12%、販売農家が15%減少しておるところでございます。このことは農家1戸当たりの農業所得が低いため、若者の就農率も低くて、農家の後継者不足につながっているということが主な原因だというように思っております。

農業の担い手の確保でございますけれど、新規就農者へのきめ細やかな就農定着支援の強化を図るとともに、集落営農組織や、認定農業者の育成など、地域の実情に応じた多様な担い手の育成確保に努めていく必要があると考えております。また、林業についても同様でございますけれど、林業従事者の高齢化率につきましては、大変高くなっておるところでございます。木材需要の低迷や、木材価格の下落が続いていることが要因でございます。林業経営は厳しい状況にありますが、一方で最近では若者の林業従事者もふえつつありますので、林業事業の経営基盤強化や、自伐林家等の担い手育成等に取り組み、林業振興を図る必要があるというふうに思っております。

これは通り一遍の、教科書に書いてあるような御答弁でございますけれど、やはり大変難しい、いわゆる業種であろうというように思っております。なかなか厳しいというのが現実でございますが、やはり現実を理解しながらこれに対していかに農業に参入しやすいか。いろいろ資料を見ますと、高収益と言いますか、販売金額をたくさん、大きなものやっておられる方もいらっしゃいますし、いわゆる有機農業で、実質的には収入が少なくても実質益を考えてやっておられる方も、いろいろいらっしゃいますので、どういったパターンがいいのかということは、それぞれ対応しながら、農業、林業の後継者維持に対して努めていきたいというように考えております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。なかなか具体的に、と言っても、僕も直接的に生産者を支援をする手だてというものがない限りは、非常にしんどいし、今、農業をやっている人たちが、じゃあ自分の子どもたちにさせようとして、意識的に子どもに働きかけられるかという、実際は働いた分だけ収入に、直接の所得として、経費を引いた所得として返ってくるという保障が、米の場合は非常に少ない。実際に私も農業をやっておりますが、経費を引いただけで赤字というのが続いているような状況です。一時は30キロ1万円の上する時もありましたが、現在では農

協の買い取りの価格であっても、高いもので6,700円ほどするものもございますが、通常6,300円ほどですか、なっております。

そういう中で、水稻生産実施計画書、水稻の共済の細目書でもありますが、これを毎年田んぼを持っている方々、提出をします。その集計をしたものを昨年とことしの比較をしてみますと、田んぼの面積の合計としましては、平成29年、ことし731ヘクタールになっておりました。昨年はこの圃場の面積の合計が743.5ヘクタールということで、圃場、田んぼの面積そのものも12.5ヘクタール減っております、何を作付をしたかという一覧から、何もつくっていないところの項目を拾い出してみました。調整水田、自己保全管理、保全管理、休耕田、特にこの中で自己保全管理がほとんどを占めますが、その面積が平成29年で108ヘクタールにもなっております。圃場面積全体の減った12.5ヘクタールを合わせますと、何もつからない圃場として120ヘクタールということで、この面積は全体の6分の1もの田んぼに何もつからないというデータになっておりました。

これはあくまでも先ほど言いました水稻共済細目書、水稻生産実施計画書の集計でありますので、現地がどのようになっているかということについては詳細に確認をしているわけではありませんが、しかしながら、これだけ多くの圃場が何も収穫をすることのない圃場としてなっている。これが吉賀町だけではなく、ほかの自治体でも同様のことが生まれているというふうに聞いておりますが、やっぱり町単独ではなかなかここへの手当というものが、私は限界があるというふうを考えております。

国が今、食料自給率、カロリーベースで38%にまで下がってきております。その前年度は39%ではありましたが、このように食料自給率の少ない国というのは、先進国の中では非常にまれなところで、非常に悪いと言われる韓国よりもさらに少ない状況になっております。そういう点から考えますと、やはり国の政策を変えてもらうということを全体としては求めていかなければならないというふうに、私は考えております。

先ほども町村会等を通じてということもありましたが、本当にいろんなところと協力をして、農地、林地を、国土をいかに守ることかという視点から国の政策も変えてもらい、またそれぞれの自治体も努力をするという流れをつくるということが重要ではないかと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議員が先ほどおっしゃいました水稻細目書での数字でございますので、ほぼ間違いはないというように思っておりますけれど、自己保全管理ということで草だけ刈ってということだと思っておりますけれど、そういったものがふえて、耕作放棄地がふえているというのが実情であろうかというように思っております。それを食料自給率の話も出たわけですが、国

も高めていこうということにはしておるようでございますけれど、国の政策がこれまでTPPありきでやってきたものが、アメリカが離脱ということで少し予定が狂っているということで、農業政策も国の政策停滞しているというように認識しておりますけれど。

国と別にやるのであれば、それなりのことをやっていかなければなりませんし、ああして以前米から離れないとなかなか所得を上げられないんじゃないかということを申し上げましたところ、大変御反発をいただいたわけでございますけれど、やはり農業で収入を上げようと思えば、米だけでなしにほかのものも取り入れながらやって、ああして畑作化してやっておられる方が結構な収入を上げておられるという現実も町内にありますので、県が進めておられます半農半Xという形で農業で収入、それでおぼつかない部分をほかで上げていくということが必要ではなかろうかと思っておりますけれど。

国の政策につきましては、これは国が、ああして北海道のような大面積を持っているようなところ、また出雲地域というような面積的要件が違うところも一律やってくるわけでございますので、そういった中でこの地域に合った、この風土に合ったものをつくっていく必要があるというように思いますので、そういったことを考えながら対処していくのがいいのじやなかろうかと思っておりますので、今ここで国の農業政策を云々してもいたし方がございませぬので、私どもとすれば、今の農業者が従事している条件を見ながら、どういったことを御支援できれば農業として、林業として生活が成り立っていくかというようなことを検討していくべきであろうかというように思っておりますので、先ほどの議員の御質問には、なかなかきちんとした御答弁できませんので、御容赦いただけたらというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 水稻の生産者の多くの方々というのは、県内でも一つの事業体が400ヘクタール、500ヘクタールという圃場を管理をするというふうなところもございませぬが、なかなかそういう、特に吉賀町のように中山間地域であり、あぜののり面の草刈りだけでも非常に苦勞をされて、草刈りだけでも何とかならないのかというのが生産者の方々から聞く言葉です。

中山間地域の直接支払制度等もございませぬが、それもなかなか十分できないというふうに、今ごろは高齢になった、体にそれこそむち打って草刈りをしているということを高齢の、しかも女性の方が言っておられましたけども、そういう方々が今まで何とか荒れないように一生懸命やってきていただいているということに対して、もっとどうやったらみんなが圃場を荒れないような形の生産ができるのか、考えていかなければならないというふうに思っております。

特に吉賀町の場合、兼業農家の方が多くの圃場管理をしております。法人としてやっておられる方も、なかなか大きく事業を広げるということにまでなっていないというのが現状です。それ

はやっぱり米を売って、収入をどれだけ稼げるかということで、新たに人を雇って、その費用を十分賄いきれないというのが一つの現状にもなっております。そういう点から引き続き、この吉賀町での農業のあり方について、私もいろいろな知恵をめぐらして考えていきたいと思っておりますが、本当に苦勞しておられる年がいった生産者の状況、これについて町長の気持ちをお伺いします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 私の気持ちと言われますけれど、やはり日本の農業生産枠は8兆円余りと言われておりまして、パナソニックの年間の販売額より少ないとか、またその金額の5割が税金で賄われておるんだというようなことを言われておりますけど、やはりああして中山間地域で小さな圃場を守っていくということは、議員おっしゃいましたように、のり面の草刈り等が一番大きな、米をつくるより草を刈るのが大変だというようなことを聞いておりますので、どうなんですかね、草だけ刈って生活ができるような、いわゆる一つのパターンができれば、米をつくる人、あぜ草を刈る人というようなことがすみ分けができるのかと思いますけれど。

若い方がそういったことをすると、なかなかすみ分けが農業では難しいじゃなからうかと思えますけれど、思いとすればこうした中山間地域の田園風景といったものは未来に残していく必要がありますので、どうした形がいいのかということは、皆様方の、今朝ほども出ましたけれど、意見を出していただきながら、それを少しずつでも解消していくというようなことを、いわゆるきめ細かなことをまた根気よくやっていかなければ持続できないんじゃなからうかというように思っておりますので、そういった議論をしっかりと続けながら、今後も吉賀町農業が立ち行くことに行政、またJA、また生産者、そういった消費者、そういったところでいろんな意見を出しながら、同じことを申し上げますけれど、やっていくしか方法はないんじゃなからうかというように思っておりますのでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは次の質問に移ります。

学校保育所で姿勢を意識した指導をということで、この質問は、保育所、それから小学校というところの乳幼児、児童を対象にした質問ですので、町長並びに教育長にお聞きをいたします。

小学校で授業の様子を見ておりますと、子どもたちの姿勢が整っていないと強く感じる場合があります。人の話を聞くときに、ノートをとるわけでもないのに、話をする人を見ない。完全に横を向いておるという意味ですけれども。そして何分もの間、足を投げ出して背もたれに体を預けたり、ノートをとるときには腰を丸め、机にうつ伏せになるぐらいになってノートをとる児童の姿もありました。ノートに集中するためであるか、また視力など目に関するトラブルかわかりませんが、同じ姿勢を長く続けることは、体の一部に負担がかかり、疲れやすい状態になると考え

ます。

正しい姿勢の効果は多く言われております。体のゆがみが原因で、肩凝り、頭痛、首の凝り、腰痛などの症状として現れることもあれば、歯並びに影響をするという指摘もあります。現に、教室には正しい姿勢のイラストが貼られていたり、先生は時々姿勢について注意をされたりしておりました。

赤ちゃんから保育期におきましても、姿勢に注意を払うことで、発達が促されるというふうに考えます。床に座るときに足を向ける方向が左右非対称で、同じ方向ばかりだとそれが固定され、筋肉のつき方や骨の成長まで影響することもあります。

これが、遊び等を十分、体を動かす遊びをしっかりとすることが入っていれば、また状況については大きく変わるわけですが、近年はテレビゲームなども大変普及をしている中で、ゲームに集中する余り体が前のめりになり、顎が上がり、そのことが原因で肩への凝り、頭痛、そういうところに直接はまだ、子どもたちは感じ入ってはいないわけですが、一定の緊張を続ける中で筋肉が固まっていく、そのことが体の柔軟性そのものも妨げるという結果につながっていると思います。

学校、保育所において、時々姿勢を意識した指導を行えるよう、そのことに取り組めないか、町長並びに教育長にお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） それでは、教育委員会のほうから児童の姿勢改善についての取り組みということで、答弁をさせていただきます。

御指摘のように、姿勢の悪い子どもについて、それが及ぼすさまざまな弊害が予測されるため、町内5つの全ての小学校において、それぞれが特色ある指標を定めまして、姿勢の改善について取り組みを行っております。

例えば、柿木小学校では「グー、ペタ、トンピン運動」と言いまして、おなかと背中にはグー、足はペタっと床に、トンと手を膝に、そしてピンと背筋を伸ばす。また、朝倉小学校では「グー・チョキ・パーでよい姿勢」というキャッチフレーズで、おなかと背中はグー、チョキで机の真ん中を確認し、パー2つ分の目を離して字を書く、絵を描くというふうな、そういうふうな指標をつくって、姿勢の改善に取り組んでおります。また、姿勢改善を意識しましたエクササイズなども、全ての学校で取り組んでおるということでございます。

その効果についてですが、学校に自己採点を求めました。その結果、5段階評価で差はありましたけど、4つの学校でおおよそ2から3点、5点満点ということで2から3、1つの学校が4という回答をいただきました。先ほど申し上げましたように、そのような指標をもって、各学校では一生懸命取り組んでおりますけど、正直、姿勢改善にはまだまだ道半ばというところでござい

ます。

このような状況でありまして、一朝一夕に子どもたちの姿勢改善ということにはならないとは思いますが、こうして全ての小学校におかれて、正しく美しい姿勢となるように、丁寧な指導を繰り返しております。必ずや、その成果は出てくると信じております。

教育委員会の仕事は、学校現場の後方支援です。もし学校のほうから子どもたちの姿勢改善について協力要請がございましたら、全力を上げて取り組みたいと思います。また、議員の御発言につきましては、校長会のほうへ内容をお伝えして、さらに学校からも強力に姿勢改善について取り組んでもらうように要請をしたいと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） ただいま学校現場におきましての対応を、教育長のほうから申し述べさせていただきますけれども、町長部局にあります保育所について、ちょっとお答えさせていただきます。

姿勢が悪くなる要因につきましては、さまざまなことが考えられるというふうに思いますけれども、幼少期におきまして正しい姿勢を身につけるための指導が十分にできていなかったことが原因となる事例も、近年増加しているのではないかと考えておるところでございます。

議員が御指摘のとおり、身体に負担のかかる姿勢を長時間保持すると、骨格にゆがみが生じ、身体のさまざまな部位に影響が及ぶとの指摘もされておるところでございます。こういったことから次世代を担う子どもたちの健やかな成長のために、幼児期からよい姿勢を保つことが重要ではないかと考えております。

町内の保育所等においても、食事や行事の際に、茶道等の文化活動、遊びや運動体験等を通じて姿勢を意識した指導を行っております。そうしておりますけれども、より成果を上げるためには、先ほど教育長が申し上げた小中学校や保育所、各家庭、地域等が連携して全体での取り組みを進めることが重要ではないかと考えております。

今後、具体的な取り組みについては、関係機関と検討してまいりたいというふうに思っておりますけれども、子どもだけでなしに、私ら年配になりますと、気づくとちょっと腰が曲がっておるようになっておる。また伸ばしたりというようなことをしておりますけれども、やはりそうしたことは日常的なことに注意していかなければ、なかなか治らないというふうに思っております。やはり姿勢が悪いと背骨の曲がりといったものも出てきております。これも子どもでなしに、いろんな行事を見ておりますと、お母さん方、若いお母さん方らでもあぐらを組んでおられたりというようなこともございますし、先ほど申し上げたように、文化的に、日本の伝統文化でございます、お茶、お花、舞踊、またお琴、そういったものを通じながら姿勢を正していく。また

体操といったものもございますので、体操をしながら姿勢を伸ばす、体を動かす。体が柔軟になれば、けがもしにくくなるということがございますので、そういった放課後児童クラブ等でそういったことも教えていかなきゃならない。

先般、あるところで、敬老会に行きましたら、学生の方がお手伝いをされておるんですけど、お弁当を配っていただいたんですけど、私だけじゃないんですけど、斜めに置かれたり逆に置かれたり、いろいろあります。やはりそういったところもしつけとして放課後児童クラブ等で、あまりに負担をかけてもいけませんけれど、そういったしつけ、そういったものもなかなか家庭でできない部分もありますので、そういった機会を通じながら、姿勢につきましても、身体に影響がありますし、これから大人になってもしつけというのは必要でございますので、そういったこともしっかり指導していけるように、関係機関と協議してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。姿勢を保つというためには、非常に筋力、筋肉そのものが少しずつ発達をして、筋力を持たないと、特に腹筋、背筋というのを中心にしてつけてこないと、姿勢を維持することが非常にしんどいと思っています。いつも小学校の入学式に呼ばれた時に、子どもたちに対してお願いをするのが、外でしっかり遊んでくださいということを、私は言いますが、それは遊びの中でやる運動というのは、特定の部位だけを使う遊びで、スポーツとはまた違って、体全体を使うということが非常に重要になっています。

例えば、遊びの中で大きな声を出す。それは腹筋への作用にもなるなど、そういうスポーツとしての部分ではない、遊びを通じてしっかりと子どもたちに体力をつけさせます。赤ちゃんの時にハイハイから、その前は寝返りからですけども、その寝返りとかハイハイひとつひとつの動きの中で、その子どもが、どこら辺がちょっと弱くなっているというようなことも専門的な目で見ればわかるそうです。というよりも、いろんな紹介された本の中には、イラストも含めて注意点も言われております。ですから保育所の保育に携わる方々ちゅうのは、専門的な勉強もされておられるので、そういう点についての熟知はされていると思いますが、小さい時から子どもたちの動きを注意深く観察をし、その中で、その子どもが本当に順調に成長できるようにどこまで見守り、支援できるかという姿勢をしっかりと持って取り組めば、例えば異常があった時に、関係機関への受診等もして、早期発見にもつながるわけでありますので、筋力をつける、それから細かく赤ちゃんや幼児、子どもたちを見るということを通じて、成長を助けていただきたいというふうに思っております。

あと時間がないので、これで質問は終わりますが、本当にかげがえのない子どもたちの成長のために学校や保育所だけでなく、家庭での支援も非常に大切となっていると思います。そ

の点では、いろんな形での啓発活動というのを含めて、取り組みを進めていきたいという要望を申し上げて、これで質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で6番目の通告者、8番、藤升議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで10分間、休憩します。

午後2時00分休憩

.....

午後2時12分再開

○議長（安永 友行君） それでは休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

7番目の通告者、5番、中田議員の発言を許します。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 5番。それでは、通告1件をしておりますので、町長にお伺いいたします。

町道及び県道、国道への防犯灯設置についてということで、この話題もいろいろと、今までも議題に上ったことがあるかと思いますが、再度お伺いをいたします。

住民から町内が暗いとの声をよく聞きます。特に六日市バイパス、塔尾橋からゆらら温泉の区間など、今から冬場にかけては特に真っ暗で、街中なのに怖いというようなことに、よく話をお聞きいたします。このことを聞き、夜中に私も調査をしてみました。言われたとおり大変暗くて、1人で歩くのは寂しいようなありさまで、防犯上よくないなというふうに考えました。

また、その足で町道の沢田線や野中の新宮線等も見て回りましたところ、沢田の住宅付近、あるいは新宮線ですね、この辺も大変暗くて、車で出たわけですが、もうライト切ったら真っ暗というような感じで、お年寄りでも子どもも、ちょっと夜中に出ても、もし災害等があった場合も大変困るのではなかろうかなというふうに思いました。

この原因としては、沢田ですが、町営住宅や、また野中の新興住宅というか、この周辺で自治会機能というものがしっかりしていないのではないかなというふうに、私は考えております。また柿木地域も、これは夜中に出たわけではないんですが、とびのこ団地のほうにもちょっと昼間に歩いてみましたが、町道の近辺の辺にかなりの街灯が設置してあるなというふうに見受けました。

防犯灯の設置に関してましては、自治振興交付金制度の利用がありますけれども、組織がしっかりしていないとどうにもならないのではと考えます。防犯灯は、自治会の考え方次第であります。町としてももっと真剣に考えていただきたいというふうに考えます。

国道や県道につきましては、前回の定例会の折に同僚議員のほうから質問がしてありましたけれども、どうにもならないとのことだったような返事だったと思います。しかし利用者としては

町民であり、また小中高校生が大勢ございます。安全な歩行や通学路の確保が必要と考えます。また、町の玄関であるインターチェンジ付近は、最近ローソンができてから、大変明るくはなっておりますけれども、防犯灯はインターから六日市の間、全くありません。ガードの下は2個ほどついておりますけれども、ローソンがなかったら真っ暗というような状況ではなかろうかというふうに思いました。

また、大野原から柿木に向けての国道の187号線ですけれども、大変防犯灯の設置はしてありますけれども、御存じの方がおられるかもしれませんけど、ほとんどが木の陰になって防犯灯はどこについとるんかわかんような状況です。これでは、全然用を足しておりませんし、この路線も時々夕方、通りかかった時に高校生等が自転車通学でもよく見かけます。こういうふうなところを放置しておくというのは大変危険な状況ではなかろうかなというふうに思っております。

中谷町長が前回の定例会の折に、勇退表明をされてましたけれども、3期12年、財政の健全化あるいはスポーツ施設の設置、また吉賀高校の、寮というかサクラマス交流センターの建設、また子育て日本一を目指して、実績を残されておりますが、住みよい町となると、疑問符がつく箇所もあります。特に、今申し上げたように、防犯灯の設置などは、大変悪い例ではないかなというふうに思いますけれども、特に町民、この防犯灯は町民、特に小中高生やお年寄りへの優しいまちづくりをもっと考えてほしかったなあというふうに思います。

町長の残任期間も残り少ないわけではございますけれども、今すぐ町長の指図でやるというようなことにも大変かと思っておりますけれども、次期町長への引き継ぎや、今申しましたような県道あるいは町道を、ぜひ県のほうに設置の要望等をしっかり出していただきたいというふうに考えます。

先般、町長とお会いしました時、夜ですけど、町長、家の裏のほうを回って、ちょっと道路のほう歩いてみてくださいというような要望もしておきましたけれども、今後、町長が防犯灯につきまして、どのようなお考えかをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 中田議員の町道及び県道、国道への防犯灯設置についてという御質問でございます。これにつきましては、私の考えというよりも、町で、条例で設置要綱ですか、要綱で基準をつくっておりますので、そちらに基づいてこれまでもやってきておりましたし、これからもそのような方向で行くというように、改善する部分があれば、また御議論いただきながら改善をしていけば、私の任期とか関係なしに今後改善もできましようし、設置もできるように考えておるところでございます。

防犯灯の設置につきましては、先ほど申し上げましたように吉賀町防犯灯設置要綱に基づいて、町が事業主体として整備するものと吉賀町地区防犯灯設置助成要綱に基づいて、自治会が事業主

体として整備し、設置費の2分の1、1万5,000円を上限としておりますけれど、自治会に助成するという2つの制度がございます。

町が事業主体として設置するものにつきましては、路線が限られておりまして、国道の全区間、県道の一定区間及び町道朝倉真田線と田丸横立線の一定区間で、人家の敷地から50メートル以上離れた区間と要綱に定められておるところでございます。さらに自治会長から要請があった場合は設置しておりますし、設置箇所の決定につきましては、自治会長と協議することとなっております。

防犯灯の新設につきましては、まず地元の自治会長と設置場所の検討をしていただきまして、自治会長から要請のあった場所が要綱に定める条件をクリアしておれば、町のほうで設置してまいります。また町が設置する防犯灯につきましては、維持管理に要する経費、電気料、電球の交換等の修繕がございますけれども、これは町が負担して行っておるところでございます。

また御指摘のありました大野原から柿木間の防犯灯が木の枝で陰になっておるといふようなことがございましたけれど、これは私も見ておりまして、全く防犯灯の意味をなしていないなというように思っておりましたが、今年度、津和野土木事業所にも聞きまして、木の枝の伐採等をしていただきましたので、改善はされたというように考えておるところでございます。

要綱に定めました路線以外の町道への防犯灯の設置につきましては、全ての町道沿いに町が設置するということにもなりますと、設置費、維持管理費、膨大な経費がかかりますので、なかなか困難であろうというように考えておるところでございます。町道や里道沿いへの防犯灯の設置につきましては、設置経費や維持管理経費は自治会の負担となりますが、自治会で設置していただき、地区防犯灯設置助成金を活用していただければというように思っておるところでございます。

暗いところを全て明るくすればいいようでしょうけれども、私の家の横のほうもああして防犯灯が設置されており、もともとはあったんですけど、設置されなくなったということもありまして、これはそういったような状況もありますけれど、全てを明るくすれば一番いいわけでございますけれど、やはり夜間、ああしてウォーキングをされたりする方もいらっしゃいますので、安全のためにも明るくすればいいかと思っておりますけれど、この要綱が、それで絶対かといえ、これにつきましてはまた御議論の余地もあろうかと思っておりますので、これにつきましてはまた議論をしていただきながら要綱を改正なり、また今後協議していただければいいんじゃないかなろうかというふうにして、私のほうで引き継ぐとか何とかというもんでもなしに、それは次に就任される方が現状を見て判断をされるべきことだというように思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今、町長のほうで回答がありましたが、県土木が今、大野原のを

切ったということですが、私、1週間とは前かな、ずーっとこう見て歩くのに、まだ木が、ことし伸びたんかどうかわかりませんが、かなり見えんところがよけいあるんで、それでこの回、質問したんですが、その辺をちょっともう一回、私も確認しますけれども、大体暗いと、暗いというか、見えだつたなというふうに感じましたので、また町長見ておいていただけたらなというふうに思います。

今、設置条例につきまして、町長のほうから返答ございましたけれども、私申しましたように、結局自治会組織がしっかりしていないという箇所もあります。特に新宮町のほうですか、新しいところのほうも大変、側溝も側溝ぶたがしてないところ、また通学路にもなって、本当、夕方なんか、大変怖いようなところでも街灯全然ないというような状況でございますので、いろんな組織がしっかりしておれば、今のような町長の答弁の中にありましたように、自治会長との話というようなこともできるかと思いますが、費用の面を、後から電気代の負担とか何とかいろんな問題がでますので、その辺がしっかりしてないところは、ぜひ町のほうがその今言ったような条件の中でつけていただけるような御配慮をいただけたらと思いますが、ぜひ、なるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 国道につきましては、私が見たところと違うんじゃないかなと思うんですけど、ちょうど今工事をやってるあたりが枝に隠れて見えないような状況であったんで、その前に工事に入られる前に切っておられましたんで、私は今年度やったということなんで解消されたんだなというように理解しておりましたが、議員が2週間ぐらい前ですか、ごらんになってまだ陰に隠れておるといようなことがあれば、せっかくつけた街灯が機能しないようでは困りますんで、そういったことは県事業所のほうへ申し上げて、防犯灯が防犯灯の役をするように話をしていきたいというように思っております。

また、新宮町線、桜下議員の家の前のようにございますけれど、これにつきましては、以前、六日市の商工振興会というのがあって、それが解散して今は六日市会というのができておまして、そこが確か設置して、街灯がちょっと高いところにあるんじゃないかと思ひますし、街灯そのものに森英恵さんを意識したのか、チョウチョの絵が描いてあったりして、確かに私から見てもちょっと暗いんじゃないかなというように思ひますが、街灯として設置されております。これが維持がなかなか厳しいというように状況も出てきておりますので、やはり議員がおっしゃいますように、自治会に関しましては、ああした振興交付金を用意しております。その中で、利用等につきまして、またそこでの活動につきましては担当職員を設置させていただいておりますんで、そういった方と協議しながら、地域の御意見をまとめていただいて、そういった防犯灯等について、地域の状況を改善するように対処していただけたらというように考えております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 質問は以上なんでございますが、町内を、全体を私も歩いて、この防犯灯は夜は暗いとかどうか、みな見て歩いたわけではございませんけれども、もう地域によっては、いい地域だなと、夜見るところもありますし、今申し上げましたように、大変暗くて危険な箇所、中高生も夜遅く部活が済んで帰られるようなこともあります。また、今、町長も言われましたように、ジョギングする方もかなりおられますので、できるだけ行政のほうからも防犯灯の設置の、行政のほうからつけたらどうかというようなことも言っていただくような、行政指導もしていただけたら、まだ住みよい町ができるんじゃないかなというふうに思います。

これをお願いと言うちゃあいけません、要望しときますので、ひとつよろしく願います。
以上で終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で7番目の通告者、5番、中田議員の質問が終わりました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全て終了しましたので、本日はこれで散会とします。御苦労でございました。

午後2時31分散会
